

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保)濃縮個別 05 R1
提出年月日	2023年9月8日

記載の適正化（誤記修正）に係る補足説明資料

本資料は、【保）濃縮個別 05 R0】の改訂版（R1）である。

改訂した内容を以下に示す。

- 文章の構成の見直し
- 本文と参考資料の紐づけを追加
- 本文の誤記3の原因について、表現を修正

※【保）濃縮個別 05 R0】から変更した部分を青字にて示す。

目 次

1. 概要	1
2. 前回確認された誤記への対応と今回の変更認可申請に当たっての取り組み	1
3. 記載の適正化（誤記修正）に関する説明	1
4. 他の規定への影響について	4

別添 誤記3に係る説明資料

参考資料 ウラン濃縮加工施設保安規定における誤記について

1. 概要

本資料は、保安規定変更認可申請における変更内容である記載の適正化のうち、誤記修正に関する経緯等について説明するものである。

2. 前回確認された誤記への対応と今回の変更認可申請に当たっての取り組み

(1) 前回確認された誤記への対応（参考資料参照）

新規制基準に係る第2段階の保安規定変更認可申請（2022年6月22日認可）（以下「前回の
変更認可申請」という。）において、管理区域の識別の誤りを確認した。（3.（1）における誤記
1、誤記4）

この誤記確認を受け、前回の変更認可申請について以下の観点で再確認を行ったところ、誤
記5を確認した。

①前回の変更認可申請の全ての図について、変更認可申請書の申請内容以外に加えられた
変更がないか。

②保安規定完本について、前回の変更認可申請書で変更していない条文（別図、別表を含
む）が従前の保安規定完本と相違ないか。

確認した誤記3件について、2022年8月3日の面談で説明し、今回の保安規定の変更認可申
請時において誤記を修正することとしていた。

(2) 今回の変更認可申請に当たっての取り組み

今回の変更認可申請に当たっては、前回確認された誤記を踏まえ、現行の保安規定完本に対
して「単純誤記の有無、記載内容の適切性、条項の関連性に齟齬がないか」の観点で全体的に
確認を実施した。

その結果、新たに2件の誤記があることを確認した。（3.（1）における誤記2、誤記3）

なお、前回の変更認可申請における再確認においては、誤記が発生した原因を踏まえた観点
での確認であったことから、今回新たに確認された誤記2件を確認できなかった。

3. 記載の適正化（誤記修正）に関する説明

(1) 今回の変更認可申請で修正する誤記

今回の変更認可申請において修正する誤記は、以下のとおり。

	該当箇所	誤記の内容	今回の変更認可申請で対応する項目
誤記1	別図2（1/3）ウラン濃縮建屋 1階 管理区域図（第45、49、 54、55条関係）	本来、「②渡り廊下」については、第2 種管理区域と識別すべきところ、第1 種管理区域と識別している。	○
誤記2	別表35 保安に関する記録	本来、「品質マネジメントシステム」と 記載すべきところ、「品質マネ ン ジメン トシステム」となっている。	○
誤記3	添付1 2.5 定期的な評価 3)	本来、「加工施設 異常事象対策要領」 のみとすべきところ、不要な「火災防護 計画」が記載されている。	○

	該当箇所	誤記の内容	今回の変更認可申請で対応する項目
誤記4	別図2（2/3）ウラン濃縮建屋 2階 管理区域図（第45、49、 54、55条関係）	本来、「⑩排気室」については、第1種 管理区域と識別すべきところ、第2種 管理区域の識別としている。	—
誤記5	添付1 火災及び自然災害等発 生時の対応に係る実施基準（第 21条の2、第21条の3関係）	本来は必要のない「1.6加工施設の災害 を未然に防止するための措置」が記載 されている。	—

注：誤記1、4、5については、前回の変更認可申請で確認された誤記。誤記2、3については、今回の変更認可申請に当たって新たに確認した誤記。

(2) 原因及び対策

現時点における新たに確認した誤記2、3に係る原因と対策は、以下のとおりである。

なお、今後CAP（Corrective Action Program）システムに基づき、原因を深掘したうえで対策を具体化する。

①誤記2

【経緯】

- ・新検査制度に係る保安規定変更認可申請（令和2年9月16日認可）において、品質保証計画書を品質マネジメントシステムに変更した際、単純な記載ミスが発生した。

誤記2の発生状況

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">記録事項</p> <p>(29) 加工規則第7条の2の2の品質保証計画 に関する文書及び品質保証計画に従った 計画、実施、評価及び改善状況の記録（他に 掲げるものを除く）</p>	<p style="text-align: center;">記録事項</p> <p>7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する 品質マネジメント文書及び品質マネジメ ントシステムに従った計画、実施、評価及び 改善状況の記録（他に掲げるものを除く）</p>

【原因】

- ・確認作業を行う際、確認者は、同欄に「品質マネジメントシステム」という記載が並んで記載されており、前半の記述に誤りがなかったため、後半の記述にも誤りがないという思い込みにより、誤記を見逃してしまった。

【対策】

- ・今回新たに確認した誤記について、誤記の事例集に追加し、確認作業を行う前に確認者へ共有し、同様の確認漏れがないように教育を行う。

②誤記3（別添参照）

【経緯】

- ・従前の保安規定においては、添付1の「1.火災」では内部火災に係る事項を規定し、添付1の「2.自然災害等」では外部火災に係る事項を規定し、いずれも保安規定の下位文書で

ある「火災防護計画」にて活動することとしていた。前回の変更認可申請において、内部火災と外部火災に係る事項をまとめるべく、添付1の「2. 自然災害等」に記載していた外部火災に係る事項を添付1の「1. 火災」へ移動した。

- ・その際、添付1の「2. 自然災害等」及び「2.4 手順書の整備」から「火災防護計画」は削除したが、添付1の「2.5 定期的な評価」から削除漏れが発生した。

【原因】

- ・「2.5 定期的な評価」において当社他施設との整合を踏まえた変更と記載内容（濃縮固有で変更が必要な内容）の変更が混在している。そのため、作成者は「2.5 定期的な評価」において変更すべき記載内容があることに気づかなかったことから、削除漏れが発生した。
- ・確認者も作成者と同様に、「2.5 定期的な評価」において変更すべき記載内容があることに気づかなかった。

【対策】

- ・作成者は、当該条文において変更内容が混在している場合、変更内容毎に別々の識別で示すようにする。
- ・別々の識別の意味合いについて、確認作業を行う前に確認者へ共有し、同様の確認漏れがないように教育を行う。

(3) 保安活動への影響

①誤記2

- ・単純誤記であり、内容に変更はないため保安活動に影響はない。

②誤記3

- ・従前より外部火災に係る活動については「火災防護計画」に規定しており、保安規定の記載場所の変更に伴う規定文書の変更がないことから、保安活動に影響はない。

(4) 不適合処置

①誤記に対する処置の概要

今回新たに確認した誤記については、社内にて以下の不適合処置を講じている。

- ・前回の誤記対応に引き続き、保安規定完本に「不適合」である旨の表示を行う。
- ・保安規定完本に新たに確認した誤記も含めた正誤表を添付する。

②CR登録が遅れたことへの対応

処置が遅れたことに関して、現時点における原因と対策は以下のとおりであり、今後CAPシステムに基づき、原因を深掘したうえで対策を具体化する。

【原因】

- ・作成者は、変更認可申請に向けた作業に注力していたため、CR登録を失念した。
- ・責任者（運営管理課長）は、保安規定の誤記の対応に係る業務計画を作成していなかったため、業務の実施項目や進捗状況を把握できていなかった。

【対策】

- ・誤記の発生に係る対応の実施項目を洗い出したうえで業務計画を作成し、業務の進捗状況を確認する。

(5) 今後の対応

- ・今回、変更認可申請した保安規定が認可されるまで不適合管理を継続する。

4. 他の規定への影響について

今回の変更認可申請において修正する誤記の他の規定への影響は以下のとおり。

規定類	誤記1	誤記2	誤記3
濃縮・埋設事業所 計量管理規定	計量管理規定には、建屋平面図が記載されていないため、影響はない。	計量管理規定には、品質マネジメントシステムに係る記載がないことから影響はない。	計量管理規定には、火災防護計画に係る記載がないことから影響はない。
濃縮・埋設事業所 加工施設 核物質防護規定	核物質防護規定における建屋平面図には管理区域の区分を示していないことから影響はない。	核物質防護規定には、品質マネジメントシステムに係る記載がないことから影響はない。	核物質防護規定には、火災防護計画に係る記載がないことから影響はない。

以上

誤記 3 に係る説明資料

変更前	変更後
<p data-bbox="498 695 1121 768">添付 1 火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針 (第 71 条、第 72 条関連)</p>	<p data-bbox="1834 695 2487 768">添付 1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準 (第 21 条の 2、第 21 条の 3 関連)</p>

誤記3に係る説明資料

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針</p> <p>1. 火災 運営管理課長は、火災防護活動の体制の整備として、以下の1.1項～1.4項を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(略)</p> <p>1.4 文書の整備 運営管理課長は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。 なお、UF₆を内包する機器を設置する2号発回均質室、2号中間室（搬入室を含む）、1号均質室、2号カスケード室、A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室、C ウラン貯蔵室及びB ウラン濃縮廃棄物室を火災区域とした火災防護活動とする。</p> <p>(略) <u>(新規追加)</u></p> <p>2. 自然災害 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の2.1項～2.4項を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(略)</p> <p>2.4 文書の整備 (1) 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p>	<p style="text-align: center;">火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準</p> <p>1. 火災 運営管理課長は、火災防護活動の体制の整備として、次の1.1から1.4を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(略)</p> <p>1.4 手順書の整備 運営管理課長は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。 なお、内部火災については、UF₆を内包する機器を設置する2号発回均質室（2号Qマス室を含む）、2号中間室（搬入室を含む）、1号均質室、2号カスケード室、A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室及びC ウラン貯蔵室・B ウラン濃縮廃棄物室を火災区域とした火災防護活動とする。</p> <p>(1) 内部火災 (略)</p> <p>(2) 外部火災</p> <p><u>1) 防火帯の維持及び管理に関すること。</u> <u>2) 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容に関すること。</u> <u>3) 外部火災評価に係る以下の条件変更等の影響評価の実施に関すること。</u> ① 防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更による影響評価の確認 ② FARSITE の入力条件である植生に大きな変化があった場合の再解析等の実施 ③ 上記以外の外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価の実施 <u>4) 敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関すること。</u> <u>5) 外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関すること。</u> また、加工施設構外より入所してくる燃料補充用のタンクローリに対して、燃料補充時は監視人の立会い、タンクローリ火災発生時の消火活動の実施に関すること。 <u>6) 外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関すること。</u> <u>7) 外部火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u> また、ばい煙等が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。 <u>8) 外部火災発生時の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>2. 自然災害等 運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1から2.4を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(略)</p> <p>2.4 手順書の整備 (1) 運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。また、各課長は、自然災害等に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</p>

「2. 自然災害」から「1. 火災」へ記載場所を変更

(2) 外部火災
 1) 防火帯の維持及び管理に関すること。
 2) 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容に関すること。
 3) 外部火災評価に係る以下の条件変更等の影響評価の実施に関すること。
 ① 防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更による影響評価の確認
 ② FARSITE の入力条件である植生に大きな変化があった場合の再解析等の実施
 ③ 上記以外の外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価の実施
 4) 敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関すること。
 5) 外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関すること。
 また、加工施設構外より入所してくる燃料補充用のタンクローリに対して、燃料補充時は監視人の立会い、タンクローリ火災発生時の消火活動の実施に関すること。
 6) 外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関すること。
 7) 外部火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。
 また、ばい煙等が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。
 8) 外部火災発生時の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。

誤記3に係る説明資料

変更前	変更後
<p>(略)</p> <p>3) 外部火災</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防火帯の維持及び管理に関すること。 ② 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容に関すること。 ③ 外部火災評価に係る以下の条件変更等の影響評価の実施に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更による影響評価の確認 ・ FARSITE の入力条件である植生に大きな変化があった場合の再解析等の実施 ・ 上記以外の外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価の実施 ④ 敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関すること。 ⑤ 外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関すること。 ⑥ 外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関すること。 ⑦ 外部火災発生時の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 	<p>(削除)</p>
<p>(略)</p> <p>6) カスケード設備の生産運転停止等の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 森林火災等の発生、竜巻等の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から加工施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合に、あらかじめ実施するカスケード設備のUF₆排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。 ② 上記のほか、火山事象、ばい煙等が予想される場合、送排風機の停止・ダンパ閉止に関すること。 	<p>(略)</p> <p>(削除)</p>
<p>(略)</p> <p>2.5 評価・改善</p> <p>事業部長は、運営管理課長に自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>(略)</p> <p>2.5 定期的な評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 各課長は、2.1から2.4の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。 2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」の見直し等必要な措置を講じる。 <div data-bbox="1745 1381 2614 1507" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>誤記3への対策イメージ 赤字下線：当社他施設との整合を踏まえた変更 赤字下線+青色網掛け：記載内容の変更箇所（濃縮固有で変更が必要な内容）</p> </div>

【公開版】

2022年8月3日
日本原燃株式会社

ウラン濃縮加工施設保安規定における誤記について

1. 事象概要

2022年7月21日に、保安教育テキストの誤記があるとの情報を受け、令和4年6月22日付け原規規発第22062211号にて認可を受けたウラン濃縮加工施設保安規定（以下「保安規定」という。）に係る変更認可申請書（2022年4月15日付け申請）及び保安規定完本（2022年4月15日付け提出）並びに変更認可申請書の一部補正（2022年6月10日付け申請）及び保安規定完本（2022年6月10日付け提出）について確認したところ、同様に管理区域図の一部に誤りがあることを確認した。

また、下記3. に示す方法にて他に誤記がないかを確認したところ2022年7月28日に、保安規定完本において誤記があることを確認した。

なお、本件については翌日にCR（Condition Report）登録を行い、不適合管理している。

2. 確認した誤記内容、原因及び保安活動への影響

(1) 誤記内容

確認した誤記内容を下表及び添付資料1に示す。

	誤記内容	申請書	完本
誤記1	「別図2(1/3)ウラン濃縮建屋1階 管理区域図(第45、49、54、55条関係)」のうち「㉞渡り廊下」に係る管理区域区分の識別の誤り(本来、㉞渡り廊下については第2種管理区域の識別とすべきところ、第1種管理区域の識別としている)	変更認可申請： 別添 加工施設保安規定 新旧対照表(44/68) 一部補正： 添付2 濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定新旧対 照表(61/85)	4月15日提出：112頁 6月10日提出：130頁
誤記2	「別図2(2/3)ウラン濃縮建屋2階 管理区域図(第45、49、54、55条関係)」のうち「㉞排気室」に係る管理区域区分の識別の誤り(本来、㉞排気室については第1種管理区域の識別とすべきところ、第2種管理区域の識別としている)	－※1	4月15日提出：113頁 6月10日提出：131頁
誤記3	「添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準(第21条の2、第21条の3関連)」の誤り(本来は必要のない「1.6 加工施設の災害を未然に防止するための措置」が記載されている)	－※1	4月15日提出：136頁、 140頁※2 6月10日提出：154頁

※1：別図2(2/3)及び添付1の1.6項については、今回の変更認可申請において変更がないことから、変更認可申請書及び変更認可申請書の一部補正に記載はない。

※2：4月15日提出の保安規定完本の添付1においては、本来は必要のない「2.6 加工施設の災害を未然に防止するための措置」も記載がある。

(2) 原因及び対策

現時点における今回の誤記に係る原因と対策は、以下のとおりである。

なお、今後、CAP (Corrective Action Program) システムに基づき、原因を深堀したうえで対策を具体化する。

a. 誤記 1 及び誤記 2 の原因と対策

【発生経緯】

- ✓ 別図 2 における第 1 種及び第 2 種管理区域の従前の識別では部屋番号が見にくかったことから、より見易くするよう適正化した際に、「㊸渡り廊下」及び「㊹排気室」の識別を誤った。

【原因】

- ✓ 作成部署は、変更認可申請書の申請内容以外に加えた変更をリスト等で管理していなかった。
- ✓ 作成部署は、識別を適正化したことを各課やチェック者に明確に示さなかったため、その後の各課の申請内容の確認や作成部署での提出時のチェックで気づくことができなかった。

【対策】

- ✓ 作成部署は、変更認可申請書の申請内容以外に加えた変更を漏れのないようリスト等で管理し、各課やチェック者に明示する。

b. 誤記 3 の原因と対策

【発生経緯】

- ✓ 誤記 3 については、保安規定条文の検討段階で当社他施設を参考に追加することで検討したが、最終的に他の記載と重複することから本記載は必要ないと判断し、変更認可申請書からは削除し申請した。
- ✓ 一方、保安規定完本は、作成時に当該記載がある状態の申請書から記載を引用して作成したが、当該記載の削除が完本に反映されず、保安規定完本提出時のチェックにおいても誤記が残っていた。(添付資料 2 参照)

【原因】

- ✓ 作成部署は、変更認可申請書の変更箇所を保安規定完本に反映した際に、記載削除箇所の明示(記載の変更箇所は網掛けにて明示して完本に反映)がなかったため、保安規定完本に反映されなかった。
- ✓ 作成部署は、保安規定完本提出時のチェックにおいて、変更認可申請書で変更していない条文をチェックすることをチェック者に指示しなかったため、誤記に気づくことができなかった。

【対策】

- ✓ 作成部署は、申請書での記載削除箇所が完本に反映されるよう明示方法を定める。
- ✓ 作成部署は、提出時のチェックにおいて、変更認可申請書で変更していない条文を従前の保安規定完本と比較しチェックすることをチェック者に指示する。

(3) 保安活動への影響

a. 誤記 1 及び誤記 2 について

管理区域については、事業変更許可(平成 29 年 5 月 17 日付け、原規規発第 1705174 号にて許可)においても記載しており、保安規定における誤記のあった室(渡り廊下及び排気室)は従来から変更がなく、渡り廊下は第 2 種管理区域、排気室は第 1 種管理区域としている。(添付資料 3 参照)

保安規定施行(2022 年 6 月 30 日)後においても誤記のあった室(渡り廊下及び排

気室)は本来の管理区域区分どおり渡り廊下は第2種管理区域、排気室は第1種管理区域として管理している。

したがって、誤記のあった室(渡り廊下及び排気室)は、従来から変更がなく適切な管理区域区分にて管理しており、保安活動への影響はない。

b. 誤記3について

添付1の「1.6 加工施設の災害を未然に防止するための措置」の記載については、保安規定に係る変更認可申請書(一部補正含む)においても記載がなく、「当社他施設との整合性に係る補足説明資料(保)濃縮個別09 R2、2022年6月10日提出)においても当社他施設では同様の記載はあるが添付1の事象毎に記載することとしたため、1.6項として記載しない方針を説明(添付資料4参照)しており、本記載は不要である。

したがって、規定すべき災害を未然に防止するための措置については、添付1の1.4項に事象毎に記載していることから、保安活動への影響はない。

3. 誤記再確認方法

管理区域図の一部誤記を受け、以下の方法により再確認した。(添付資料5参照)

- ・誤記1は、変更認可申請書の申請内容以外に加えた変更(図)で発生したことを受け、変更認可申請書の全ての図について、変更認可申請書の申請内容以外に加えられた変更がないかを確認した。
- ・誤記2は、保安規定完本において、変更認可申請書で変更していない条文で発生したことを受け、保安規定完本の変更認可申請書で変更していない条文(別図、別表を含む)が従前の保安規定完本を相違ないことを確認した。

4. 今後の対応

- (1) 本誤記については、社内にて以下の不適合処置を講じている。
2022年6月10日に提出している保安規定完本についても保安規定を変更するまでの間、同様の処置をさせていただきたい。(添付資料6参照)
 - ① 保安規定完本(表紙)に「不適合」である旨の表示を行う。
 - ② 保安規定完本に正誤表を添付する。
- (2) 今回の誤記については、次回の保安規定変更認可申請時(時期未定)に修正する。なお、修正するまでの間は不適合としての管理を継続する。

以上

2022 濃計発第 6 号

2022 年 4 月 15 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

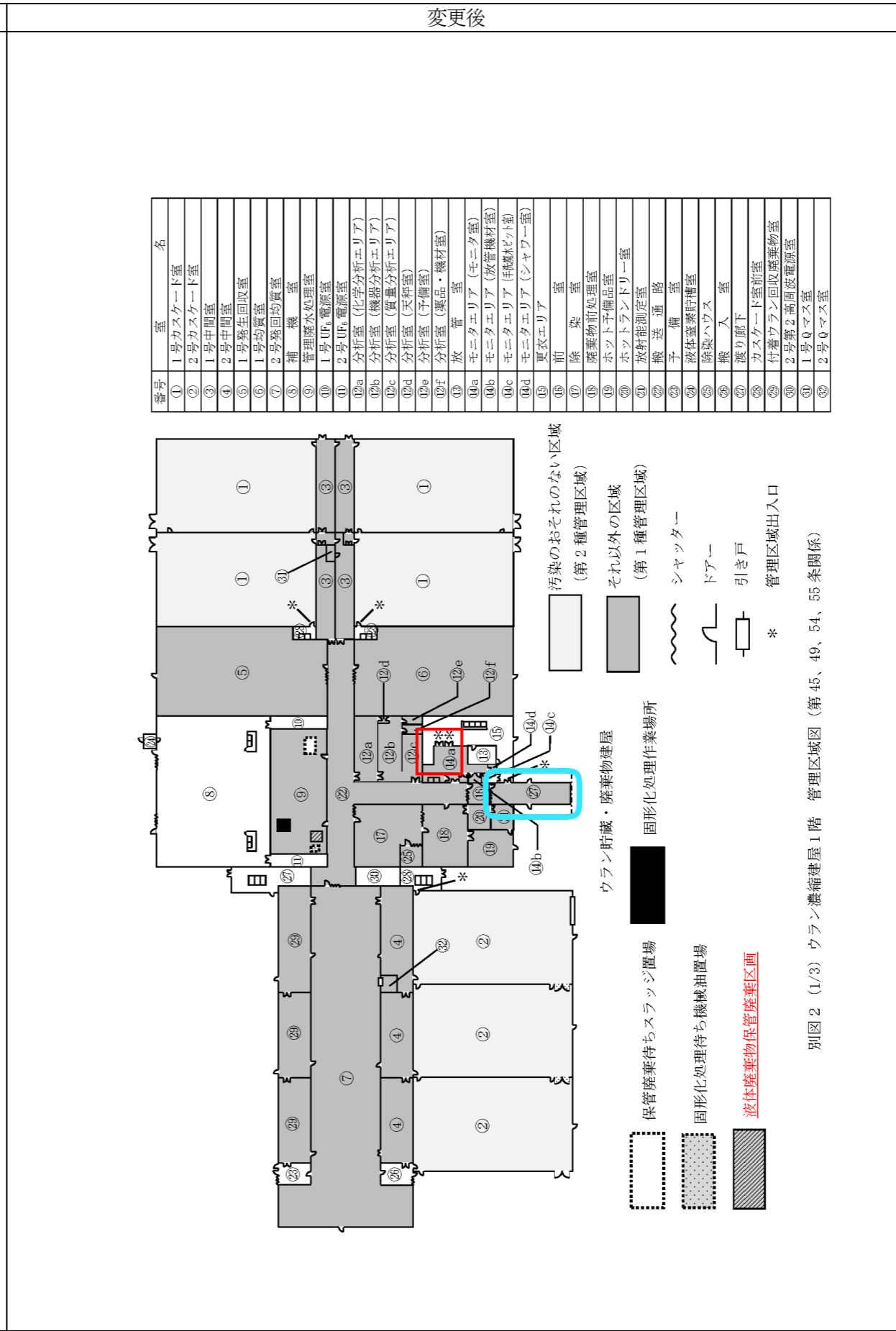
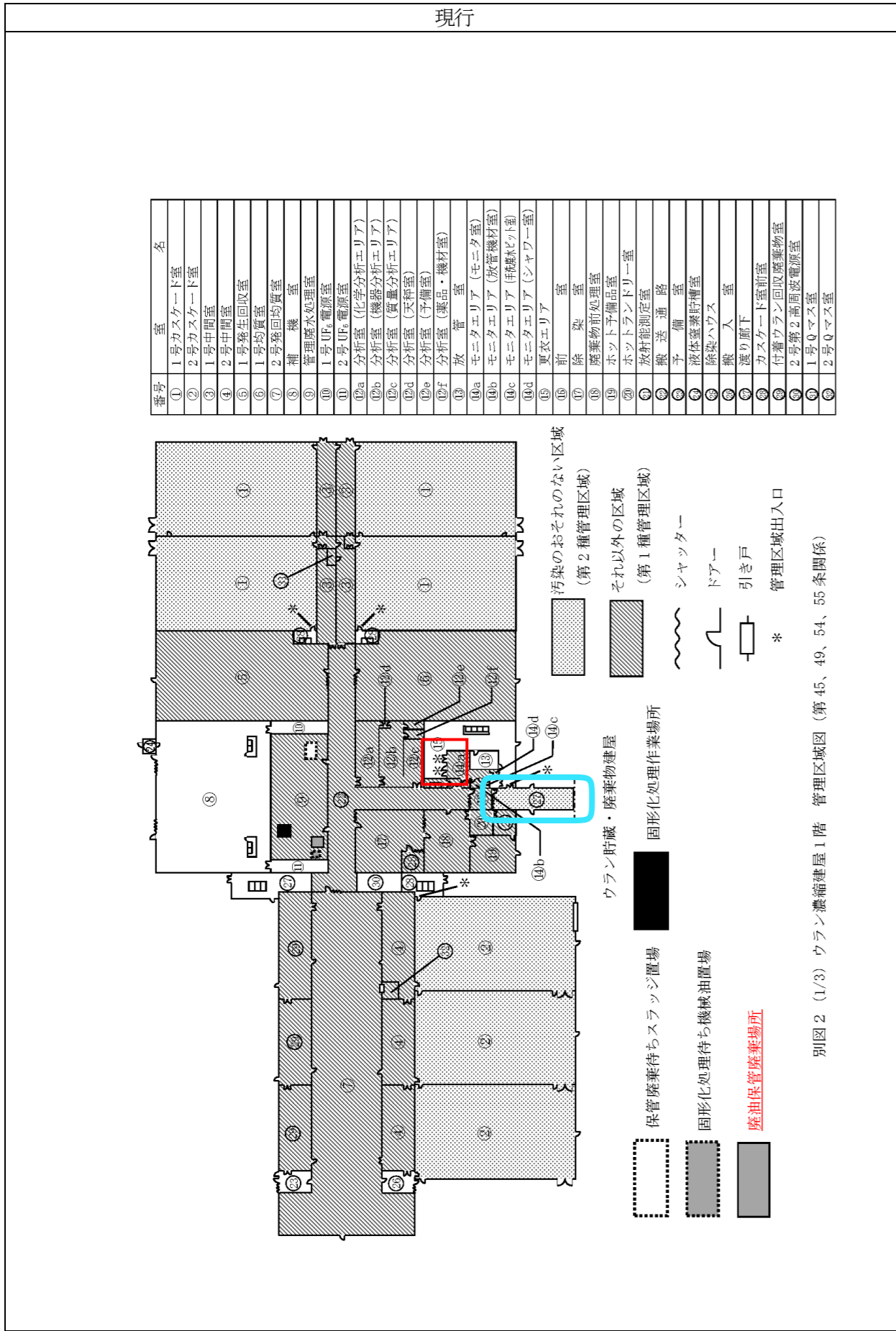
代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、濃縮・埋設事業所加工施設保安規定を別紙のとおり変更認可申請いたします。

凡例
 : 誤記が発生した箇所を示す



変更理由

- ・事業変更許可・設工認に係る事項(モニタエリアの第1種管理区域に係る事項の変更)
- ・記載の適正化(事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化)

2022 濃計発第 14 号

2022 年 6 月 10 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108

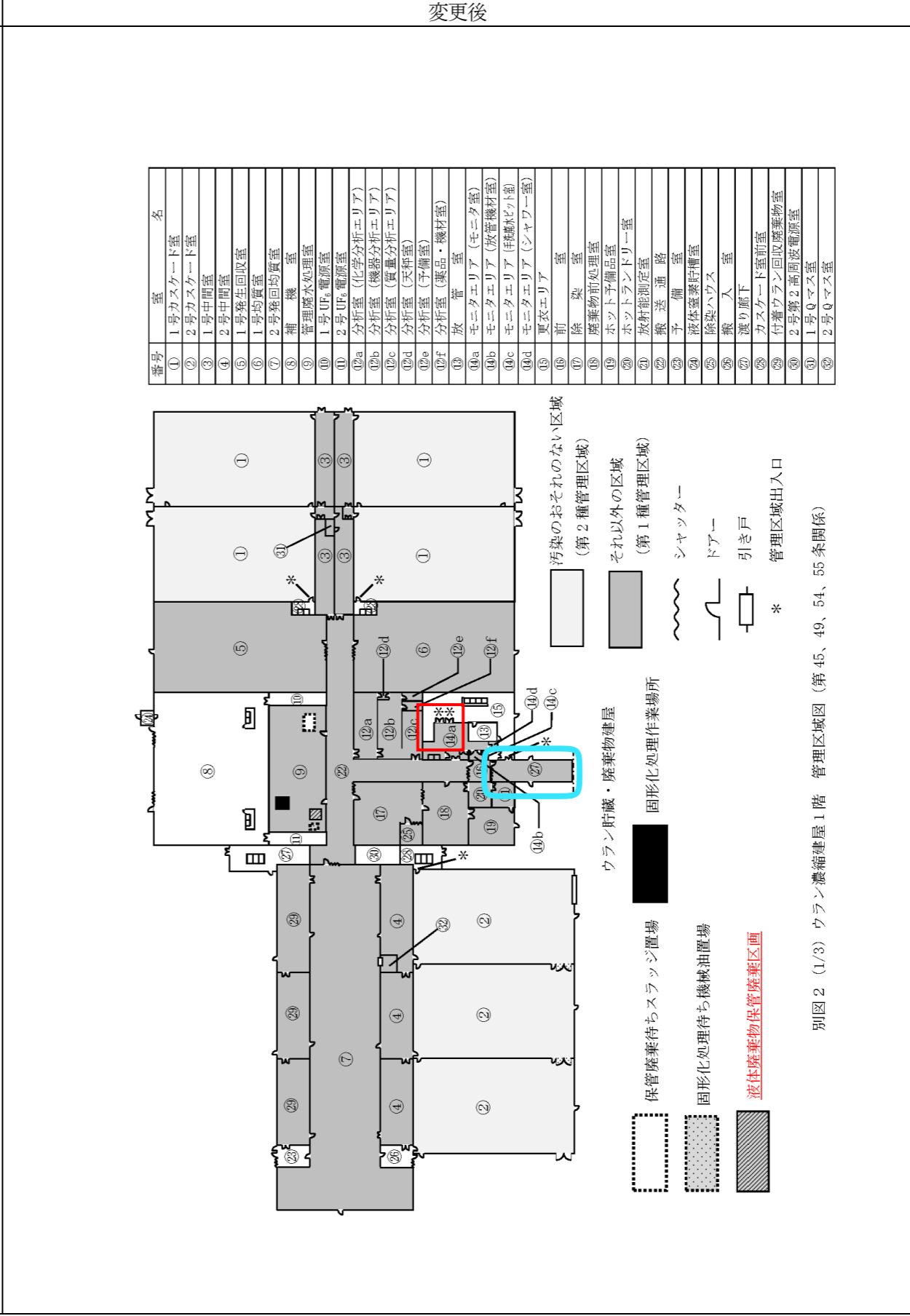
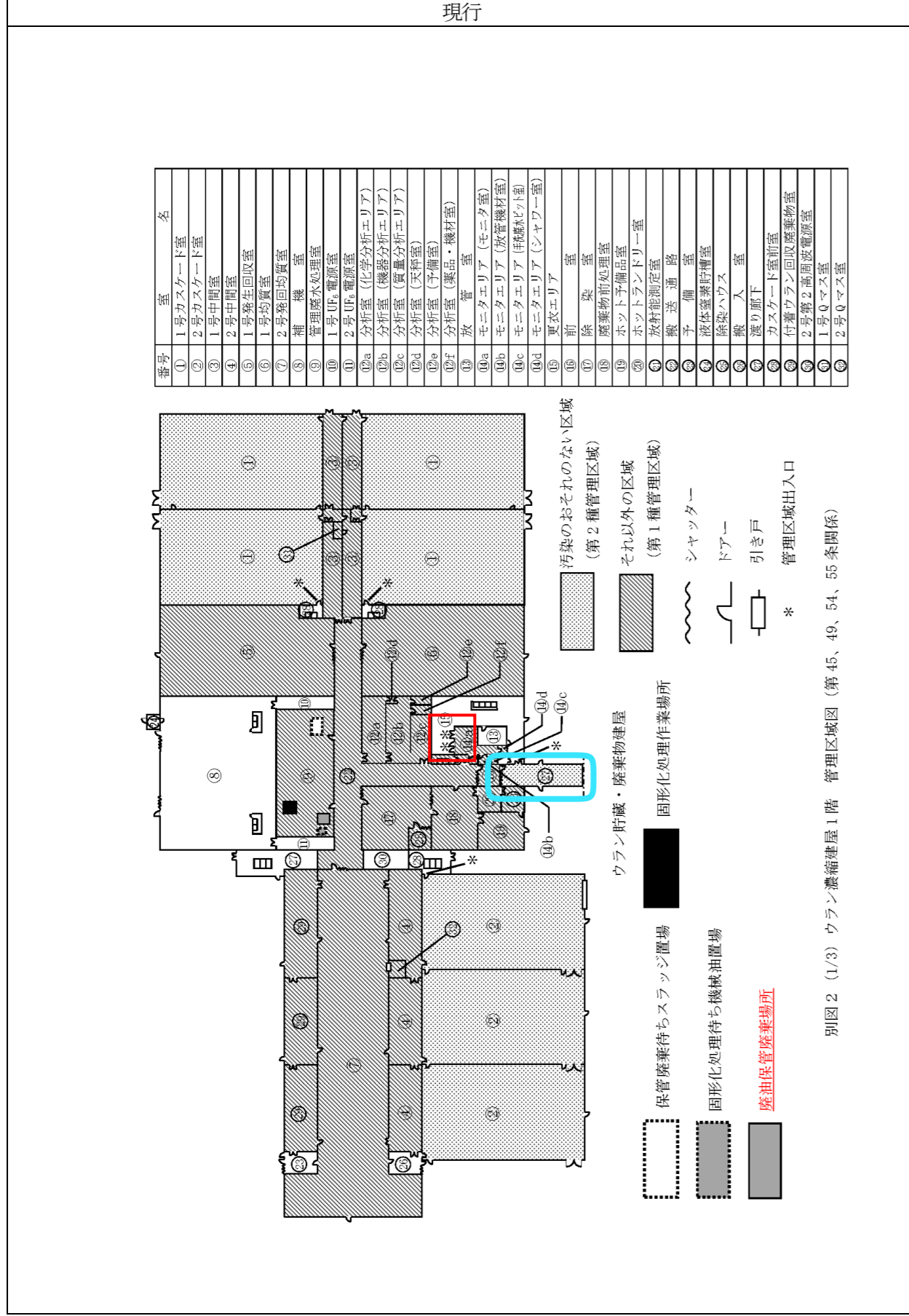
日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、2022 年 4 月 15 日付け 2022 濃計発第 6 号をもって申請しました、濃縮・埋設事業所加工施設保安規定変更認可申請書を、別紙のとおり一部補正いたします。



- ・事業変更許可・設工認に係る事項 (モニタエリアの第1種管理区域に係る事項の一部変更)
- ・記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえ保管場所名称の記載適正化)

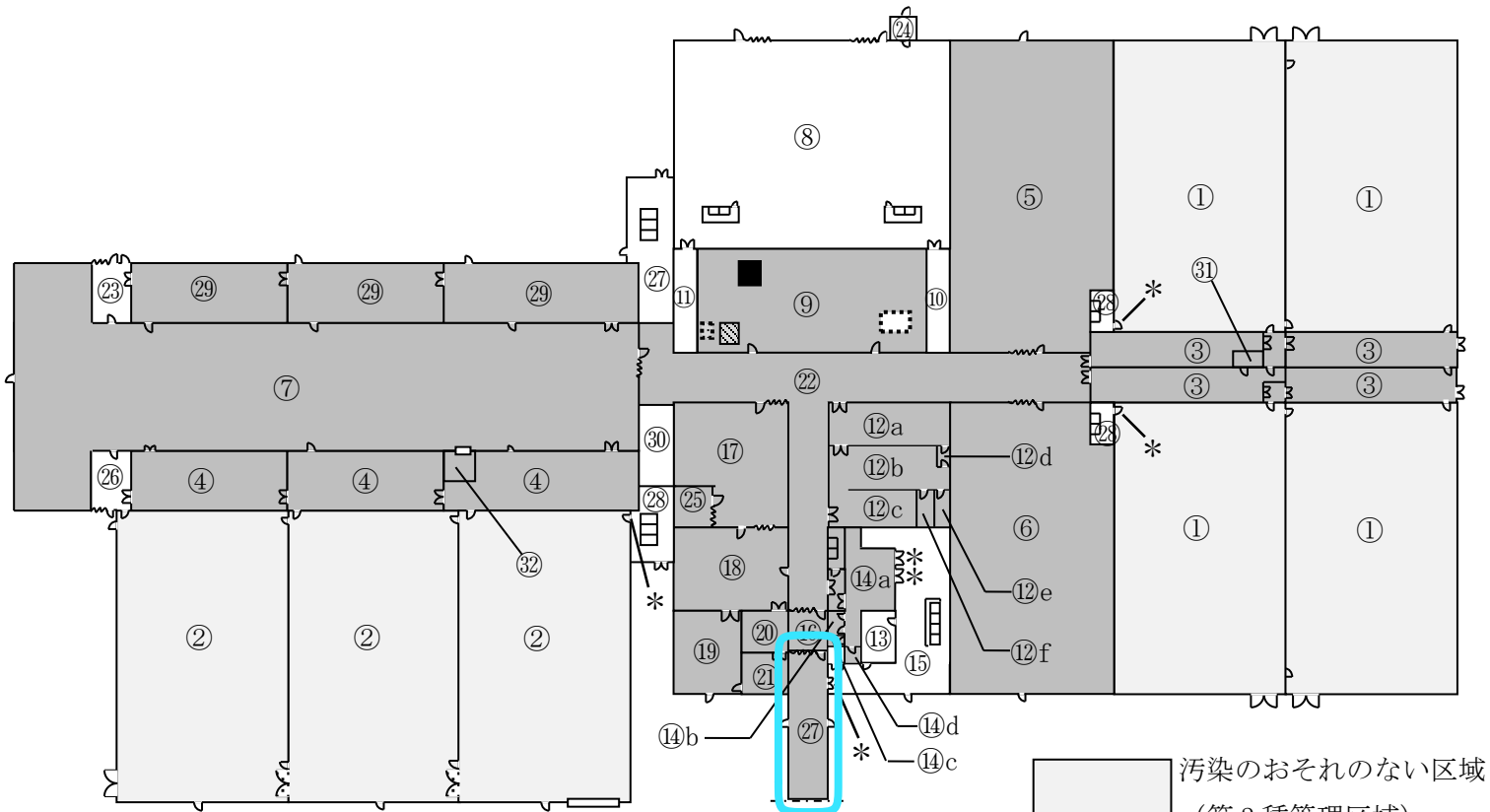
【公開版】

濃 縮 ・ 埋 設 事 業 所

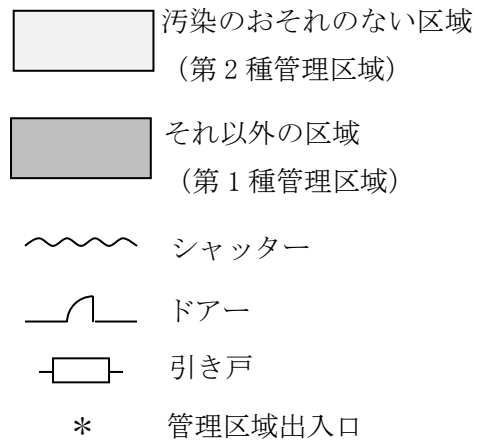
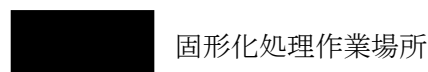
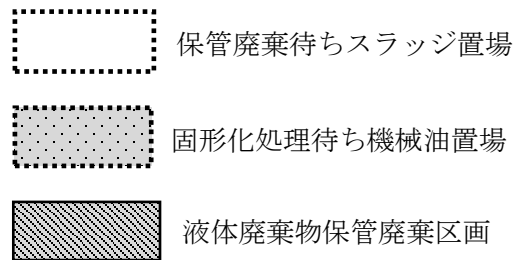
加 工 施 設 保 安 規 定

日 本 原 燃 株 式 会 社

本書の記載事項のうち、■内の記載事項は公開制限情報に属するものであり
公開できませんので削除しております。



ウラン貯蔵・廃棄物建屋

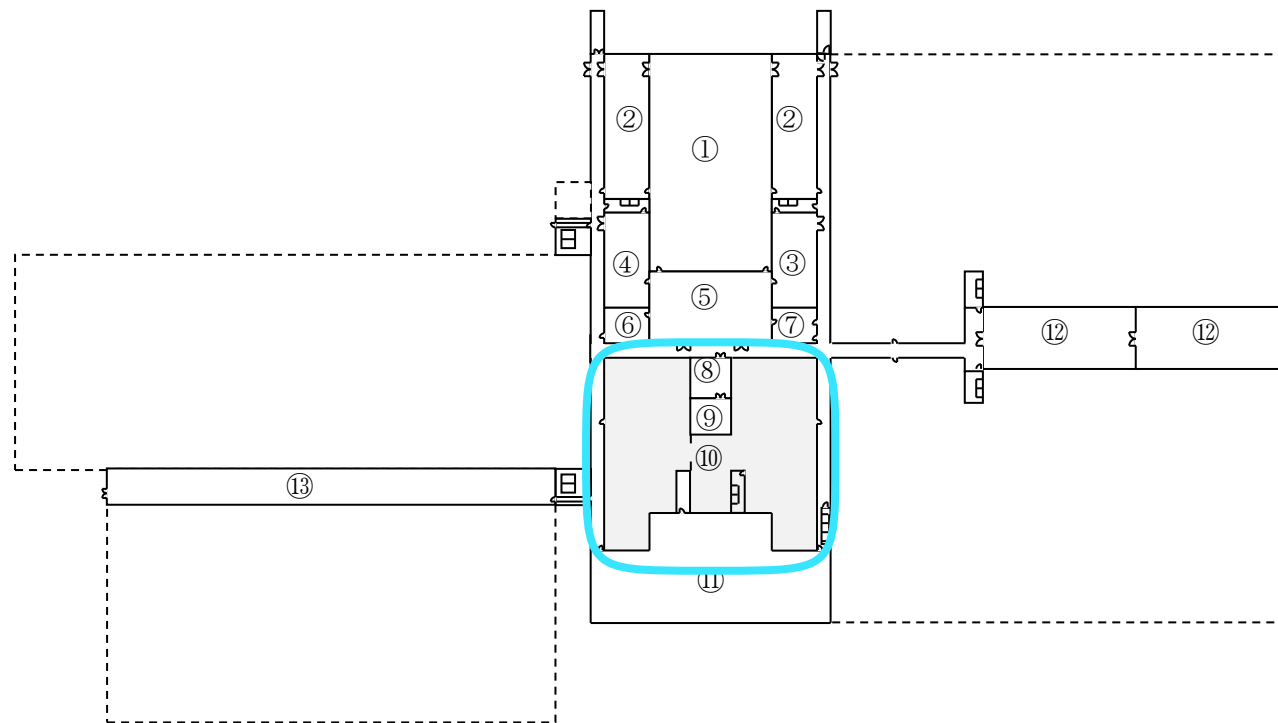


凡例

□：誤記が発生した箇所を示す

番号	室名
①	1号カスケード室
②	2号カスケード室
③	1号中間室
④	2号中間室
⑤	1号発生回収室
⑥	1号均質室
⑦	2号発回均質室
⑧	補機室
⑨	管理廃水処理室
⑩	1号UF ₆ 電源室
⑪	2号UF ₆ 電源室
⑫a	分析室(化学分析エリア)
⑫b	分析室(機器分析エリア)
⑫c	分析室(質量分析エリア)
⑫d	分析室(天秤室)
⑫e	分析室(予備室)
⑫f	分析室(薬品・機材室)
⑬	放管室
⑭a	モニタエリア(モニタ室)
⑭b	モニタエリア(放管機材室)
⑭c	モニタエリア(手洗廃水ピット室)
⑭d	モニタエリア(シャワー室)
⑮	更衣エリア
⑯	前室
⑰	除染室
⑱	廃棄物前処理室
⑲	ホット予備品室
⑳	ホットランドリー室
㉑	放射能測定室
㉒	搬送通路
㉓	予備室
㉔	液体窒素貯槽室
㉕	除染ハウス
㉖	搬入室
㉗	渡り廊下
㉘	カスケード室前室
㉙	付着ウラン回収廃棄物室
㉚	2号第2高周波電源室
㉛	1号Qマス室
㉜	2号Qマス室

別図2 (1/3) ウラン濃縮建屋1階 管理区域図(第45、49、54、55条関係)



凡例

□: 誤記が発生した箇所を示す

番号	室名
①	常用電源室
②	非常用電源室
③	1号リレー室
④	2号リレー室
⑤	中央制御室
⑥	会議室
⑦	運転員控室
⑧	コールド計器室
⑨	コールド予備品室
⑩	排気室
⑪	給気室
⑫	1号高周波電源室
⑬	2号高周波電源室

□ 汚染のおそれのない区域
(第2種管理区域)

■ それ以外の区域
(第1種管理区域)

〰 シャッター

┌─┐ ドア

┌─┐ 引き戸

別図2 (2/3) ウラン濃縮建屋2階 管理区域図 (第45、49、54、55条関係)

添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準（一部抜粋）
（第21条の2、第21条の3関連）

凡例

□：誤記が発生した箇所を示す

- 4) 敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関すること。
- 5) 外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関すること。
また、加工施設構外より入所してくる燃料補充用のタンクローリに対して、燃料補充時は監視人の立会い、タンクローリ火災発生時の消火活動の実施に関すること。
- 6) 外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関すること。
- 7) 外部火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。
また、ばい煙等が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。
- 8) 外部火災発生時の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。

1.5 定期的な評価

- 1) 各課長は、1.1 から 1.4 の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。
- 2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。
- 3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。

1.6 加工施設の災害を未然に防止するための措置

工場長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断した場合は、あらかじめ定める連絡系統に従い連絡させるとともに、関係各職位とカスケード設備のUF₆排気等の措置について協議し、必要な措置を講じる。

2. 自然災害等

運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1から2.4を含む第6条の表1に掲げる文書（「加

- 2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。
- 3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」の見直し等必要な措置を講じる。

2.6 加工施設の災害を未然に防止するための措置

工場長は、自然災害等の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める連絡系統に従い連絡させるとともに、関係各職位とカスケード設備のUF₆排気等の措置について協議し、必要な措置を講じる。

図表一覧

図－1 飛来対策区域

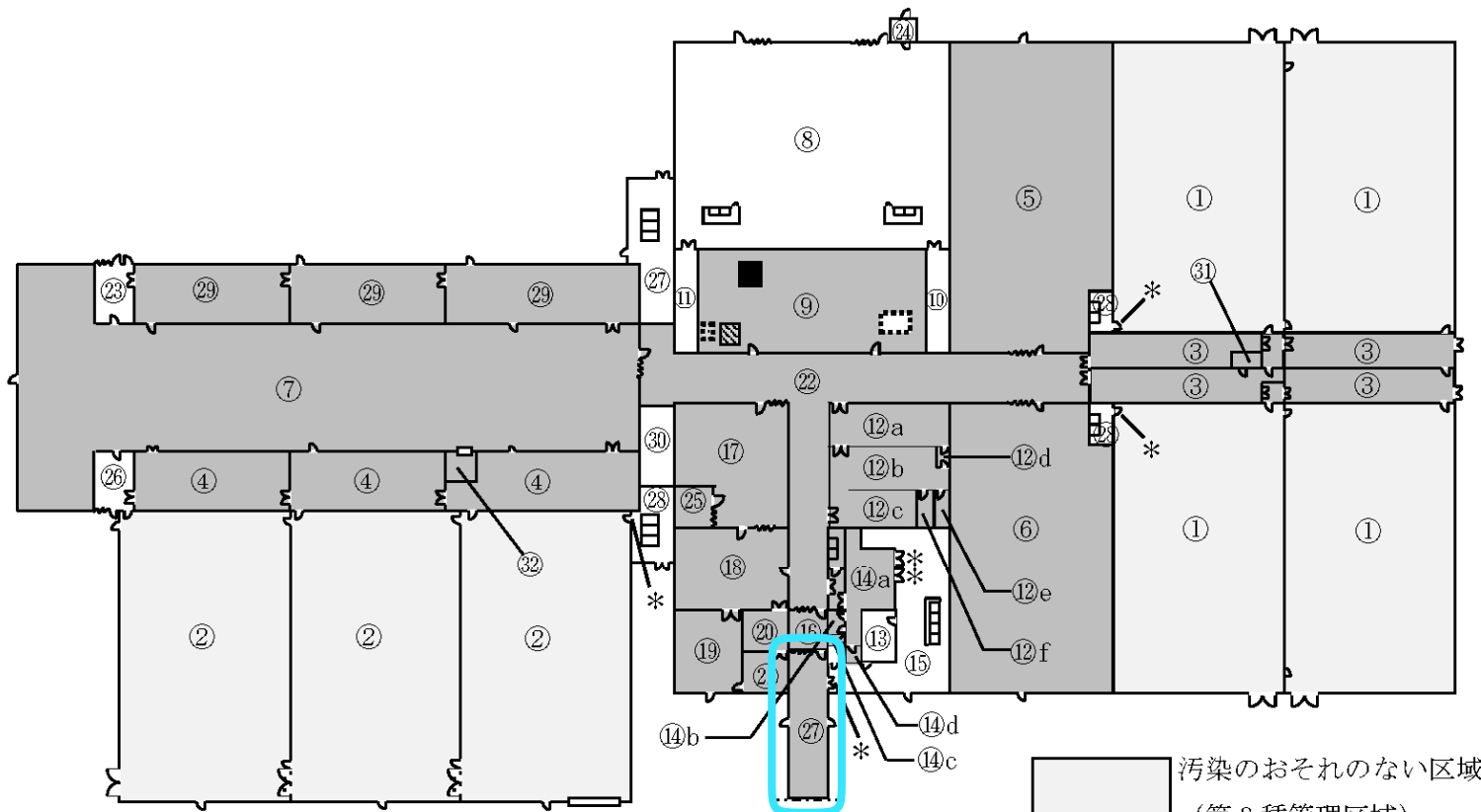
【公開版】

濃縮・埋設事業所

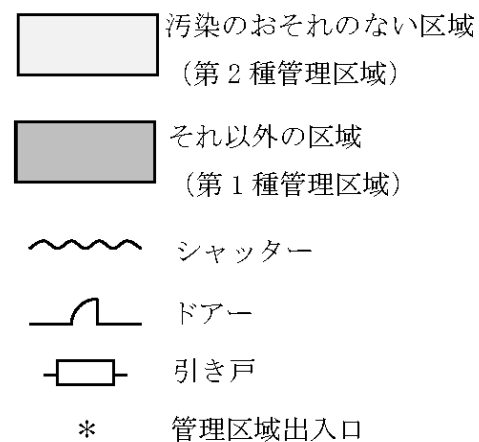
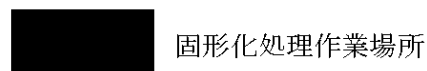
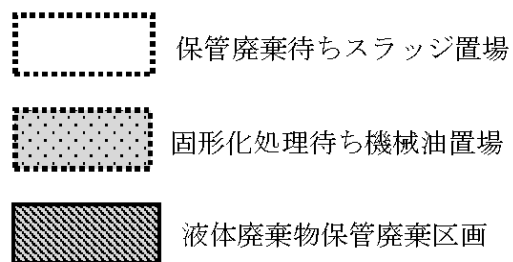
加工施設保安規定

日本原燃株式会社

■：商業機密及び核不拡散の観点から公開できない箇所



ウラン貯蔵・廃棄物建屋

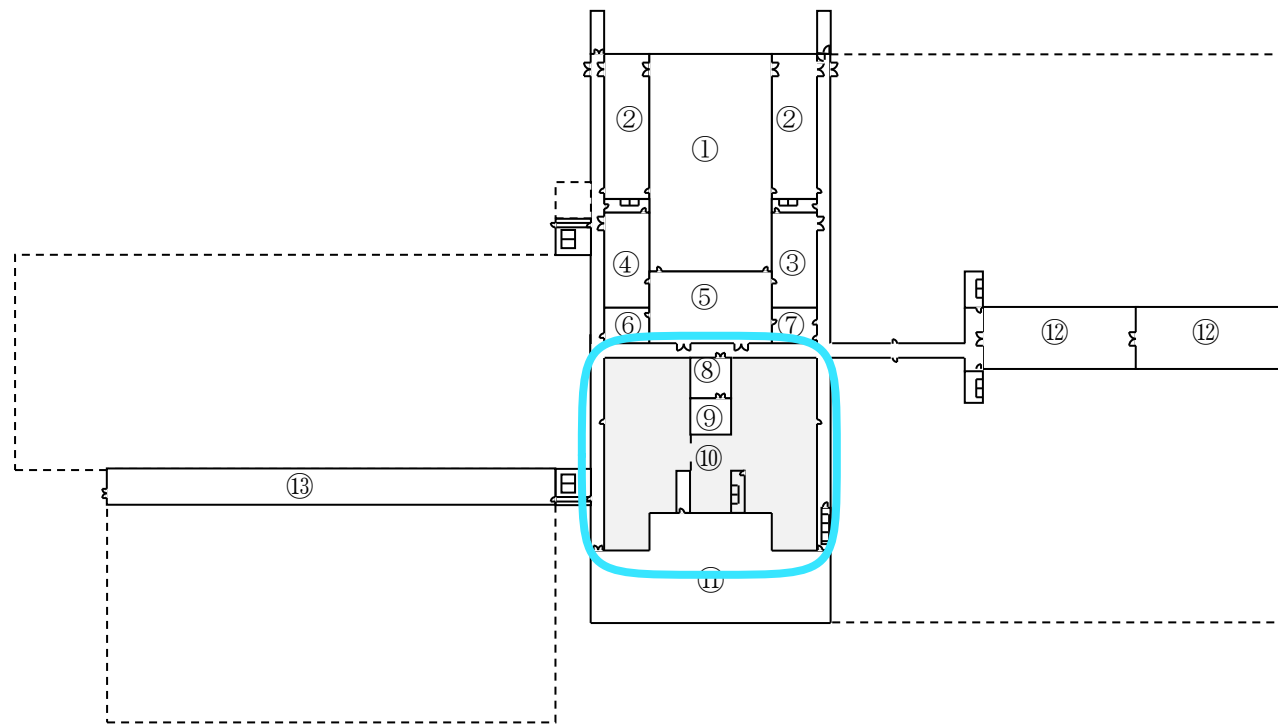


凡例

□: 誤記が発生した箇所を示す

番号	室名
①	1号カスケード室
②	2号カスケード室
③	1号中間室
④	2号中間室
⑤	1号発生回収室
⑥	1号均質室
⑦	2号発回均質室
⑧	補機室
⑨	管理廃水処理室
⑩	1号UF ₆ 電源室
⑪	2号UF ₆ 電源室
⑫a	分析室(化学分析エリア)
⑫b	分析室(機器分析エリア)
⑫c	分析室(質量分析エリア)
⑫d	分析室(天秤室)
⑫e	分析室(予備室)
⑫f	分析室(薬品・機材室)
⑬	放管室
⑭a	モニタエリア(モニタ室)
⑭b	モニタエリア(放管機材室)
⑭c	モニタエリア(手洗水ピット室)
⑭d	モニタエリア(シャワー室)
⑮	更衣エリア
⑯	前室
⑰	除染室
⑱	廃棄物前処理室
⑲	ホット予備品室
⑳	ホットランドリー室
㉑	放射能測定室
㉒	搬送通路
㉓	予備室
㉔	液体窒素貯槽室
㉕	除染ハウス
㉖	搬入室
㉗	渡り廊下
㉘	カスケード室前室
㉙	付着ウラン回収廃棄物室
㉚	2号第2高周波電源室
㉛	1号Qマス室
㉜	2号Qマス室

別図2 (1/3) ウラン濃縮建屋1階 管理区域図 (第45、49、54、55条関係)



凡例

□: 誤記が発生した箇所を示す

番号	室名
①	常用電源室
②	非常用電源室
③	1号リレー室
④	2号リレー室
⑤	中央制御室
⑥	会議室
⑦	運転員控室
⑧	コールド計器室
⑨	コールド予備品室
⑩	排気室
⑪	給気室
⑫	1号高周波電源室
⑬	2号高周波電源室

□ 汚染のおそれのない区域
(第2種管理区域)

■ それ以外の区域
(第1種管理区域)

〰 シャッター

┌─┐ ドア

┌─┐ 引き戸

別図2 (2/3) ウラン濃縮建屋2階 管理区域図 (第45、49、54、55条関係)

- 4) 敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関すること。
- 5) 外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関すること。
また、加工施設構外より入所してくる燃料補充用のタンクローリに対して、燃料補充時は監視人の立会い、タンクローリ火災発生時の消火活動の実施に関すること。
- 6) 外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関すること。
- 7) 外部火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。
また、ばい煙等が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。
- 8) 外部火災発生時の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。

1.5 定期的な評価

- 1) 各課長は、1.1 から 1.4 の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。
- 2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。
- 3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。

1.6 加工施設の災害を未然に防止するための措置

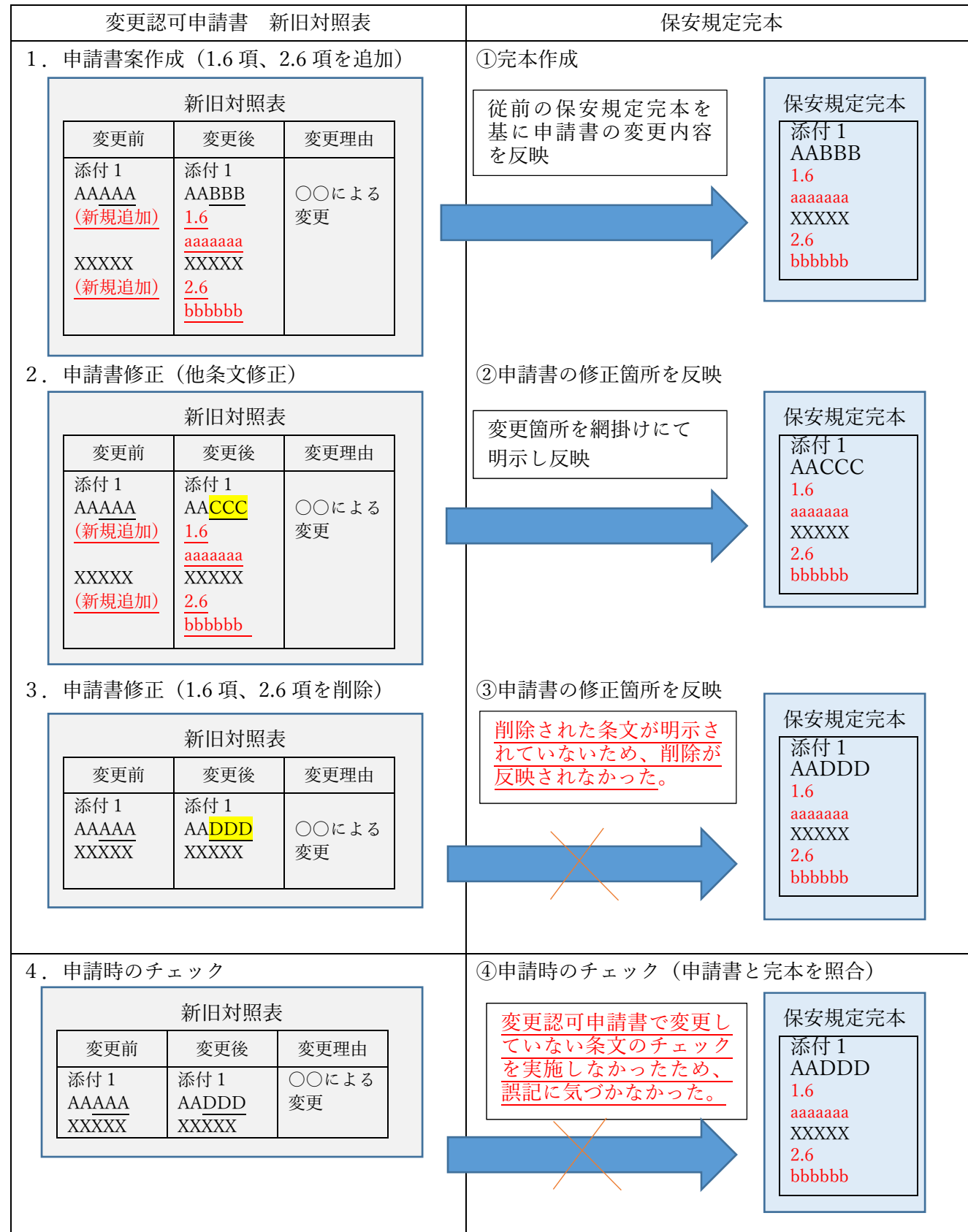
工場長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める連絡系統に従い連絡させるとともに、関係各職位とカスケード設備のUF₆排気等の措置について協議し、必要な措置を講じる。

2. 自然災害等

運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1から2.4を含む第6条の表1に掲げる文書（「加

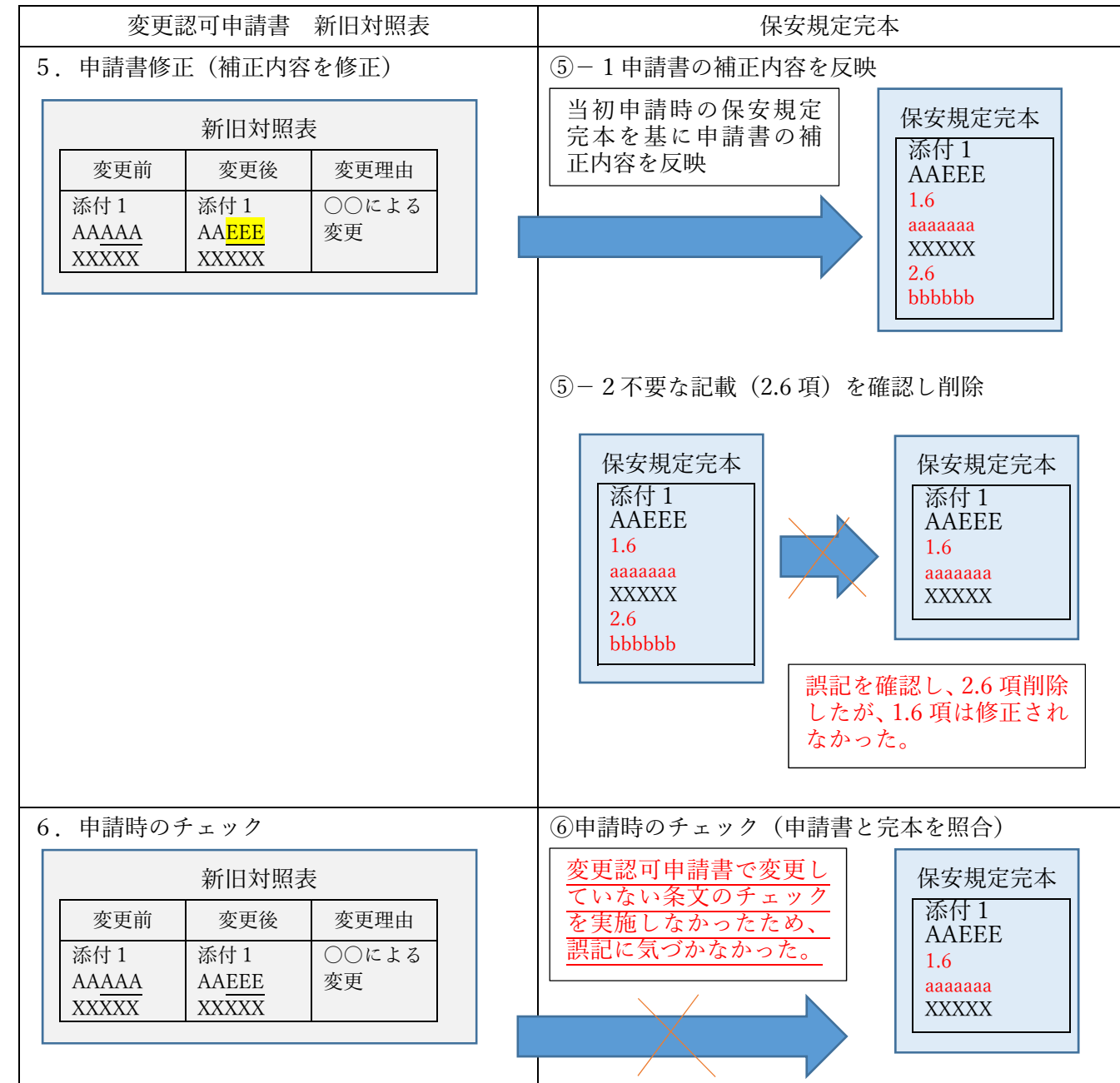
誤記 3 における変更認可申請書と保安規定完本の作成の流れ

【当初申請時】



誤記 (添付 1 の 1.6 項、2.6 項) が残ったまま、4 月 15 日に保安規定完本を提出

【補正申請時】



誤記 (添付 1 の 1.6 項) が残ったまま、6 月 10 日に保安規定完本を提出

2017 濃計発第 18 号

2017 年 4 月 14 日

原子力規制委員会 殿

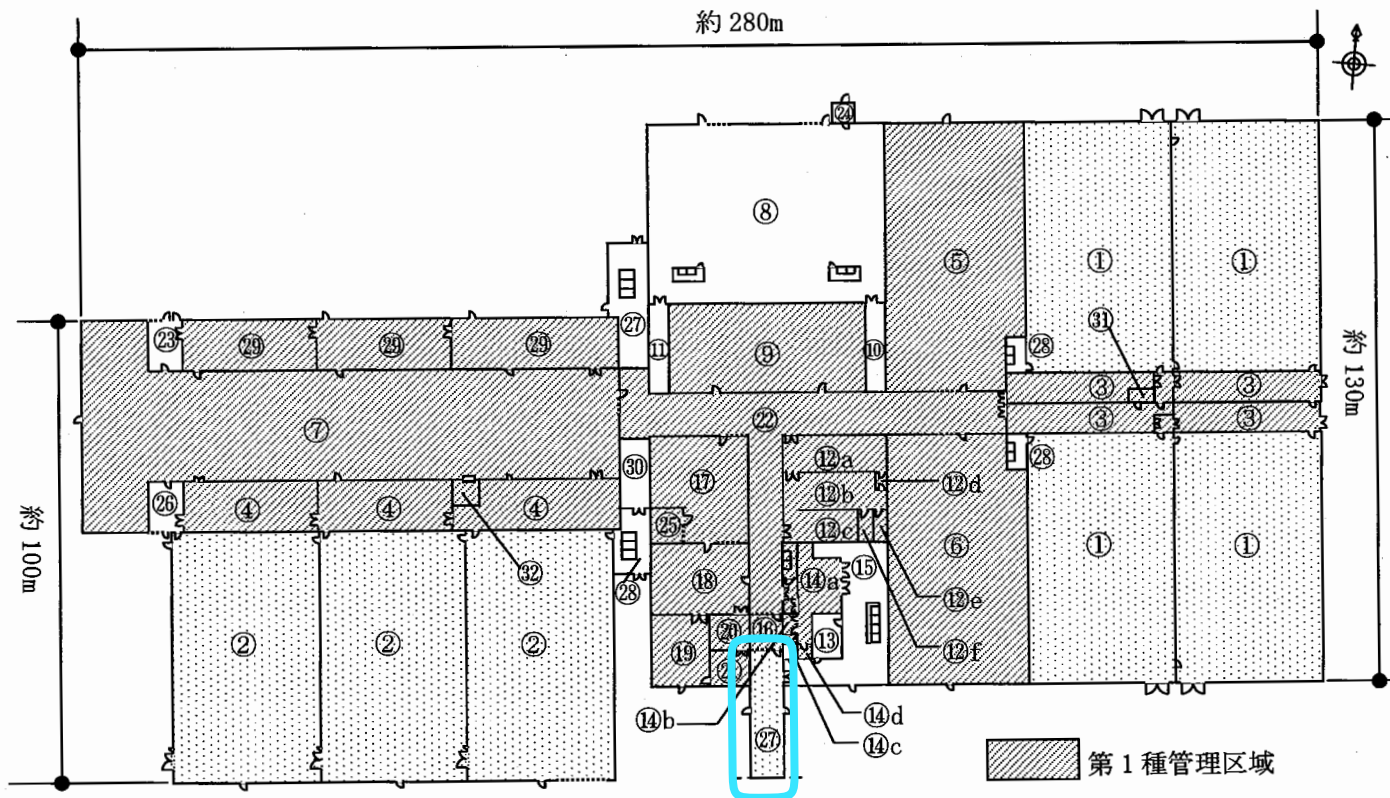
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 工藤 健二

核燃料物質加工事業変更許可申請書の
一部補正について

2013 年 5 月 14 日付け 2013 濃計発第 29 号をもって申請し、2014 年 1 月 7 日付け 2013 濃計発第 201 号、2016 年 8 月 19 日付け 2016 濃計発第 66 号、2017 年 3 月 23 日付け 2016 濃計発第 149 号をもって一部補正しました核燃料物質加工事業変更許可申請書を別添 1 及び別添 2 のとおり一部補正します。



ウラン貯蔵・廃棄物建屋

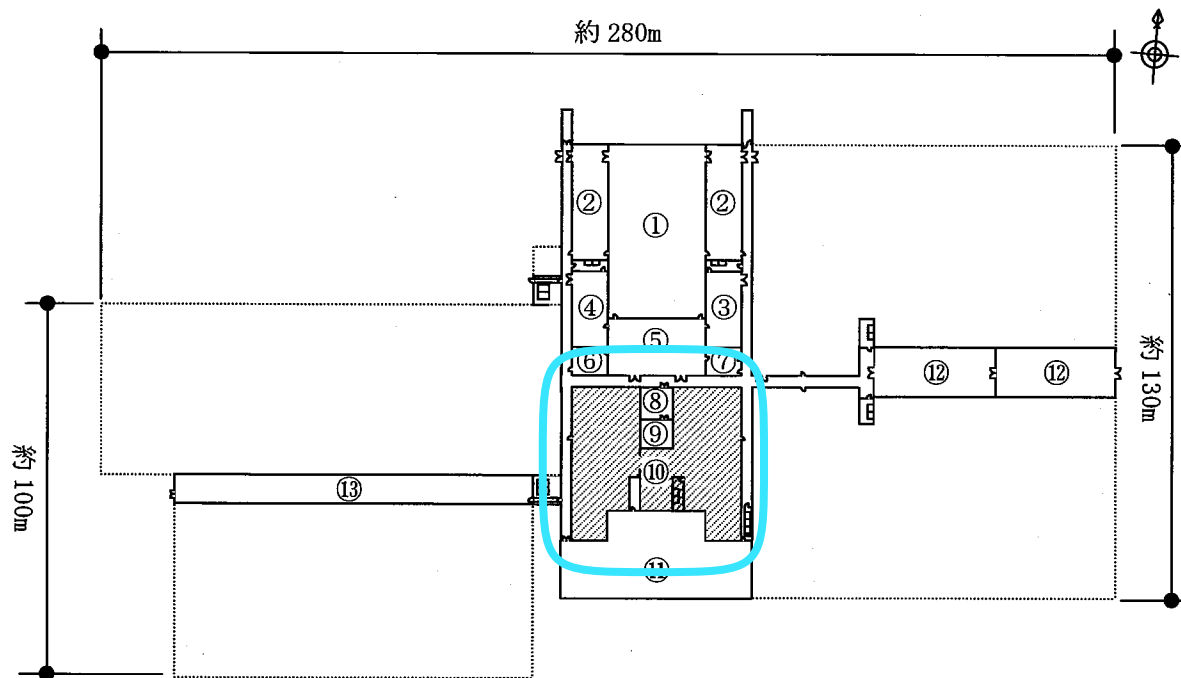
- 第1種管理区域
- 第2種管理区域
- 非管理区域

凡例

□ : 保安規定において誤記が発生した箇所を示す

番号	室名
①	1号カスケード室
②	2号カスケード室
③	1号中間室
④	2号中間室
⑤	1号発生回収室
⑥	1号均質室
⑦	2号発回均質室
⑧	補機室
⑨	管理廃水処理室
⑩	1号UF ₆ 電源室
⑪	2号UF ₆ 電源室
⑫a	分析室(化学分析エリア)
⑫b	分析室(機器分析エリア)
⑫c	分析室(質量分析エリア)
⑫d	分析室(天秤室)
⑫e	分析室(予備室)
⑫f	分析室(薬品・機材室)
⑬	放管室
⑭a	モニタエリア(モニタ室)
⑭b	モニタエリア(放管機材室)
⑭c	モニタエリア(手洗廃水ピット室)
⑭d	モニタエリア(シャワー室)
⑮	更衣エリア
⑯	前室
⑰	除染室
⑱	廃棄物前処理室
⑲	ホット予備品室1
⑳	ホット予備品室2
㉑	放射能測定室
㉒	搬送通路
㉓	予備室
㉔	液体室素貯槽室
㉕	除染ハウス
㉖	搬入室
㉗	渡り廊下
㉘	カスケード室前室
㉙	付着ウラン回収廃棄物室
㉚	2号第2高周波電源室
㉛	1号Qマス室
㉜	2号Qマス室


第4図 ウラン濃縮建屋1階の部屋配置及び管理区域区分概要図



凡例

□: 保安規定において誤記が発生した箇所を示す

番号	室名
①	常用電源室
②	非常用電源室
③	1号リレー室
④	2号リレー室
⑤	中央制御室
⑥	会議室
⑦	運転員控室
⑧	コールド計器室
⑨	コールド予備品室
⑩	排気室
⑪	給気室
⑫	1号高周波電源室
⑬	2号高周波電源室

	第1種管理区域
	第2種管理区域
	非管理区域

第5図 ウラン濃縮建屋2階の部屋配置及び管理区域区分概要図

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保)濃縮個別 09 R2
提出年月日	2022年6月10日

当社他施設との整合性に係る補足説明資料

本資料は、【保)濃縮個別 09 R1】の改訂版 (R2) である。

改訂内容を以下に示す。

○添付において、補正内容の反映

※【保)濃縮個別 09 R1】から変更した部分を青字及び黄色網掛けにて示す。

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年6月10日補正)	再処理施設保安規定 (2022年6月10日補正)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年6月10日補正)	廃棄物貯蔵施設保安規定 (2022年6月10日補正)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
	<p><u>(2) 外部火災</u></p> <p><u>1) 防火帯の維持及び管理に関すること。</u></p> <p><u>2) 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容に関すること。</u></p> <p><u>3) 外部火災評価に係る以下の条件変更等の影響評価の実施に関すること。</u></p> <p><u>① 防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更による影響評価の確認</u></p> <p><u>② FARSITEの入力条件である植生に大きな変化があった場合の再解析等の実施</u></p> <p><u>③ 上記以外の外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価の実施</u></p> <p><u>4) 敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関すること。</u></p> <p><u>5) 外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関すること。また、加工施設構外より入所してくる燃料補充用のタンクローリに対して、燃料補充時は監視人の立会い、タンクローリ火災発生時の消火活動の実施に関すること。</u></p> <p><u>6) 外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関すること。</u></p> <p><u>7) 外部火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気回収、均質・プレニング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u></p> <p><u>また、ばい煙等が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。</u></p> <p><u>8) 外部火災発生の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>1.5 定期的な評価</p> <p><u>1) 各課長は、1.1 から 1.4 の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</u></p> <p><u>2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づ</u></p>	<p>各職位は、設計対処施設（外部火災から防護する施設（以下「外部火災防護対象施設」という。）を収容する建屋及び屋外に設置する外部火災防護対象施設が該当する。）及び危険物貯蔵施設等の設計変更に当たっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する。</p> <p>o. 外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時対応</p> <p>(a) 管理担当課長は、外部火災によるばい煙及び有毒ガスの発生時には、必要に応じてフィルタ交換の対策を実施する。また、対策に必要な資機材を整備する。</p> <p>(b) 統括当直長は、必要に応じて、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環することにより、中央制御室内へのばい煙及び有毒ガスの侵入を防止する。</p> <p>(c) 統括当直長は、必要に応じて、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気との連絡口を遮断し、操作員への影響を防止する。</p> <p>p. 外部火災に対する消火活動</p> <p>自衛消防隊の消火班は、敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動を行う。</p> <p>q. 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認等</p> <p>新基準設計部長は、敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する。また、FARSITEの入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析を実施する。</p> <p>r. 外部火災の評価の条件変更に係る対応</p> <p>新基準設計部長は、外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能への影響評価を実施する。</p> <p>s. 再処理停止等の措置</p> <p>(a) 統括当直長は、敷地内の外部火災が発生した場合は、使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置を講じる。</p> <p>(b) 統括当直長は、敷地外の外部火災が発生した場合は、火災の状況に応じて、再処理施設が影響を受ける場合には使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置を講じる。</p> <p>1. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各職位は、1. 1 から 1. 4 の活動の実施結果について、防災業務課長に報告する。</p> <p>(2) 防災業務課長は、1. 1 から 1. 4 の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、評価結果に基づ</p>	<p>災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する。</p> <p>o. 外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時対応</p> <p>貯蔵管理課長は、外部火災により、ばい煙及び有毒ガスが制御室の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する。</p> <p>p. 外部火災に対する消火活動</p> <p>自衛消防隊の消火班は、敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動を行う。</p> <p>q. 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認等</p> <p>新基準設計部長は、敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する。また、FARSITEの入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析を実施する。</p> <p>r. 外部火災の評価の条件変更に係る対応</p> <p>新基準設計部長は、外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能への影響評価を実施する。</p> <p>1. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各職位は、1. 1 から 1. 4 の活動の実施結果について、防災業務課長に報告する。</p> <p>(2) 防災業務課長は、1. 1 から 1. 4 の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、評価結果に基づ</p>	<p>1.5 評価・改善</p> <p><u>安全管理課長</u>、火災発生時の体制の整備に係る活動の結果を評価し、事業部長に報告する。事業部長はその報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>○：</p> <p>・外部火災の記載箇所については、火災として内部火災と外部火災を集約して規定している再処理施設及び廃棄物管理施設に倣って記載箇所変更（外部火災を自然災害等から火災へ記載箇所変更）</p> <p>・上記集約に伴い、(2)は外部火災に係る規定であることを明確化</p> <p>○：定期的な評価の記載については、活動プロセスを明確にしている再処理施設及び廃棄物管理施設に倣って適正化</p>

No.	ウラン濃縮加工施設保安規定 (2022年6月10日補正)	再処理施設保安規定 (2022年6月10日補正)	廃棄物管理施設保安規定 (2022年6月10日補正)	廃棄物貯留施設保安規定 (2022年6月10日補正)	差異説明等 (○：反映要、×反映不要)
	<p><u>き、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。</u></p>	<p>き、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。</p> <p>1. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置 工場長は、火災の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>き、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じさせる。</p> <p>1. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置 工場長は、火災の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>1.6 貯留施設の災害を未然に防止するための措置 センター長は、火災の影響により貯留施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡させるとともに、関係各職位と廃棄物の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>×： ・生産運転停止等の措置は、事象ごとに措置が異なることから、事象ごとに記載（内部火災と外部火災では措置は異なるが、自然災害等で規定する地震、竜巻、溢水等において措置が異なり事象ごとに記載していることとの整合を図った） ・なお、他施設における「通報連絡、採るべき措置の関係者との協議」については、ウラン濃縮加工施設においては「事象の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること」(例：1.4(2)8))にて対応</p>
15		<p>2 溢水 技術課長は、溢水発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1から2. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、溢水発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施 (1) 管理担当課長及び保修担当課長は、課員に対して、溢水対応全般（評価内容並びに溢水経路、防護すべき設備、水密扉及び堰等の設置の考え方等）に関する教育訓練を定期的実施する。 (2) 防災業務課長は、初期消火要員及び自衛消防隊の消火班に対して、火災が発生した場合の初期消火活動及び自衛消防隊による消火活動時の放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的実施する。 (3) 運転部長は、操作員に対して、溢水発生時の操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備 各職位は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順の整備 (1) 各職位は、溢水発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 a. 継続的な肉厚管理 保修担当課長は、溢水による損傷の防止に係る配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを継続的な肉</p>			<p>×：ウラン濃縮加工施設における溢水については、プラント停止等の措置以外に行う対応が限られていることから、自然災害等発生時の体制の整備に集約した上で、「2.4 手順書の整備」を事象ごとに書き分けて記載</p>

1.誤記1を踏まえた変更認可申請書の確認

誤記1を踏まえ、以下の内容で確認を行った。

(1)確認対象範囲

- ・変更認可申請書に記載されている全ての図

(2)確認の観点

- ・変更理由に記載されている変更以外の変更が行われていないか

(3)確認方法

- ・従前の保安規定完本と変更認可申請書の変更後の図を照合

凡例
□：確認対象

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 (61 / 85)

現行	変更後	変更理由
		<ul style="list-style-type: none"> ・作業変更許可・設1認可に係る事項（モニタエリアの第1種管理区域に係る事項の一部変更） ・記載の適正化（作業変更許可・設1認可を踏まえ火災警報所名称の記載適正化）

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 (27 / 85)

現行	変更後	変更理由

図-1 飛来対象区域

2.誤記2を踏まえた保安規定完本の確認

誤記2を踏まえ、以下の内容で確認を行った。

(1)確認対象範囲

- ・変更認可申請書において、省略されている条文、図、表（下記例の赤枠箇所）
- ・変更認可申請書に記載されていない条文、図、表（下記例の赤枠箇所）

※変更認可申請書に記載されている条文、図、表については、保安規定完本作成時に変更認可申請書の内容が反映されているかの確認を行っているため確認対象外とした（下記例の青枠箇所）

(2)確認の観点

- ・変更認可申請書にて示していない条文、図、表が従前の保安規定完本と整合しているか

(3)確認方法

①確認箇所の抽出

- ・変更認可申請書と保安規定完本から、保安規定完本における変更を行っていない箇所（確認対象）を抽出

②保安規定完本の確認

- ・①で抽出した箇所について、従前の保安規定完本と保安規定完本を照合

凡例

□：確認対象

□：確認対象外

①確認箇所の抽出の例

保安規定完本

現行	変更後	変更理由
	<p>使用する事業者検査が行われていること。 (2) 中間製品容器は、高圧ガス保安法による検査が行われていること。 (3) 付着ウラン回収容器は、第39条に定める使用前事業者検査が行われていること。</p>	<p>可・設工認を踏まえシリンダ名称の記載適正化 ・記載の適正化（その他記載適正化として第27条から劣化ウラン詰替えに係る記載箇所変更）</p>
<p>(核燃料物質の貯蔵) 第33条 運転管理課長は、核燃料物質を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) UF₆シリンダに封入されていることを確認すること。 (2) 貯蔵施設の原料、製品又は廃品シリンダ置台上に貯蔵すること。 (3) 貯蔵施設の搬送設備により取扱うこと。 (4) UF₆シリンダの貯蔵数量は、別表14に示す最大貯蔵数量を超えないこと。 (5) 貯蔵施設の入口付近に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 2 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質以外の核燃料物質を保管する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 中間製品容器に封入されていることを確認すること。 (2) 保管区域の中間製品容器置台上に保管すること。 (3) 貯蔵施設の搬送設備により取扱うこと。 (4) 中間製品容器の貯蔵数量が、別表15に示す最大貯蔵数量を超えないこと。 (5) 保管区域の入口付近に保管上の注意事項を掲示すること。 3 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 付着ウラン回収容器に封入されていることを確認すること。 (2) 保管区域の付着ウラン回収容器置台上に保管すること。 (3) 貯蔵施設の搬送設備及び付着ウラン回収設備の搬送台車により取扱うこと。 (4) 付着ウラン回収容器の貯蔵数量が、別表15に示す最大貯蔵数量を超えないこと。 (5) 保管区域の入口付近に保管上の注意事項を掲示すること。</p>	<p>(核燃料物質の貯蔵) 第33条 運転管理課長は、核燃料物質を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) (略) (2) 貯蔵施設の ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台（原料シリンダ（劣物）又は廃品シリンダ（劣物））上若しくは ANSI 又は ISO 規格 30B 置台上に貯蔵すること。 (3)～(4) (略) (5) 貯蔵施設の貯蔵設備付近に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 2 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) (略) (2) 貯蔵施設の中間製品容器置台上に貯蔵すること。 (3) (略) (4) 中間製品容器の貯蔵数量が、別表14に示す最大貯蔵数量を超えないこと。 (5) 貯蔵施設の貯蔵設備付近に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 3 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) (略) (2) 貯蔵施設の付着ウラン回収容器置台上若しくは ANSI 又は ISO 規格 30B 置台上に貯蔵すること。 (3) (略) (4) 付着ウラン回収容器の貯蔵数量が、別表14に示す最大貯蔵数量を超えないこと。 (5) 貯蔵施設の貯蔵設備付近に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p>	<p>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえシリンダ置台名称及び設備区分の記載適正化）（以下、本条において同じ） ・記載の適正化（注意事項掲示場所の記載適正化）（以下、本条において同じ） ・事業変更許可・設工認に係る事項（付着ウラン回収容器の貯蔵場所の追加）</p>
<p>(空シリンダの管理) 第35条 運転管理課長は、空のUF₆シリンダを保管する場合は、ウラン貯蔵・廃棄物庫内の空シリンダ置台上に保管する。 2 運転管理課長は、空の中間製品容器を保管する場合は、1号均質室内又は2号発回均質室内の中間製品容器置台上に保管する。 3 運転管理課長は、空の付着ウラン回収容器を保管する場合は、2号発回均質室内の付着ウラン回収容器置台上に保管する。 4 運転管理課長は、核燃料物質を空のUF₆シリンダ類に充填するに先だって、目視検査のほか次の各号に基づき、当該シリンダの健全性を確認する。 (1) 製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）及び廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）は、洗浄検査が行われていること。 (2) 原料シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）及び廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）は、貯蔵設備に転用するための使用前検査に合格又は使用前事業者検査の使用前確認が完了していること。 (3) 中間製品容器は、高圧ガス保安法による検査が行われていること。 (4) 付着ウラン回収容器は、搬送設備としての使用前検査に合格又は使用前事業者検査の使用前確認が完了していること。</p>	<p>(空シリンダの管理) 第35条 運転管理課長は、空のUF₆シリンダを保管する場合は、<u>ウラン貯蔵・廃棄物庫内の ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台（空シリンダ）上若しくは ANSI 又は ISO 規格 30B 置台（空シリンダ）上に保管する。</u> 2 (略) 3 運転管理課長は、空の付着ウラン回収容器を保管する場合は、2号発回均質室内の付着ウラン回収容器置台上若しくはA又はBウラン貯蔵室内の ANSI 又は ISO 規格 30B 置台上に保管する。 4 運転管理課長は、核燃料物質を空のUF₆シリンダ類に充填するに先だって、<u>外観、保管中における異常の有無及びUF₆シリンダ類内の圧力を確認する</u>ほか次の各号に基づき、当該シリンダの健全性を確認する。 (1) ANSI 又は ISO 規格 30B（空シリンダ）及び ANSI 又は ISO 規格 48Y（空シリンダ）は、第39条に定める使用前事業者検査が行われていること。 (2) (略) (3) 空の中間製品容器は、高圧ガス保安法による検査が行われていること。 (4) 空の付着ウラン回収容器は、第39条に定める使用前事業者検査が行われていること。</p>	<p>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえシリンダ置台名称の記載適正化）（以下、本条において同じ） ・事業変更許可・設工認に係る事項（付着ウラン回収容器の貯蔵場所の追加） ・事業変更許可・設工認に係る事項（UF₆シリンダに係る運用変更として充填時の確認項目の追加） ・記載の適正化（その他記載の適正化）</p>

(UF₆サンプル等の保管)
 第34条 運転管理課長は、液体状態及び気体状態で採取した UF₆サンプル及びウラン標準試料を保管する場合は、次の事項を遵守する。
 (1) UF₆サンプル容器及びサンプルチューブに封入されていることを確認すること。
 また、ウラン標準試料は、ウラン標準試料容器に封入されていることを確認すること。
 (2) サンプル保管戸棚に保管すること。
 なお、サンプルチューブは、デシケータ中に収納した上でサンプル保管戸棚に保管すること。
 (3) サンプル保管戸棚の保管量は、4.5kg-U を超えないこと。

42

(4) サンプル保管戸棚に保管上の注意事項を掲示すること。

(空シリンダの管理)
 第35条 運転管理課長は、空のUF₆シリンダを保管する場合は、A ウラン貯蔵室内の ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台（空シリンダ）上若しくは ANSI 又は ISO 規格 30B 置台（空シリンダ）上に保管する。
 2 運転管理課長は、空の中間製品容器を保管する場合は、1号均質室内又は2号発回均質室内の中間製品容器置台上に保管する。
 3 運転管理課長は、空の付着ウラン回収容器を保管する場合は、2号発回均質室内の付着ウラン回収容器置台上若しくはA又はBウラン貯蔵室内の ANSI 又は ISO 規格 30B 置台上に保管する。
 4 運転管理課長は、核燃料物質を空のUF₆シリンダ類に充填するに先だって、外観、保管中における異常の有無及びUF₆シリンダ類内の圧力を確認するほか次の各号に基づき、当該シリンダの健全性を確認する。
 (1) ANSI 又は ISO 規格 30B（空シリンダ）及び ANSI 又は ISO 規格 48Y（空シリンダ）は、第39条に定める使用前事業者検査が行われていること。
 (2) 空の中間製品容器は、高圧ガス保安法による検査が行われていること。
 (3) 空の付着ウラン回収容器は、第39条に定める使用前事業者検査が行われていること。

②保安規定完本の確認の例

凡例

□：確認対象

従前の保安規定完本

- (1) 付着ウラン回収容器に封入されていることを確認すること。
- (2) 保管区域の付着ウラン回収容器置台上に保管すること。
- (3) 貯蔵施設の搬送設備及び付着ウラン回収設備の搬送台車により取扱うこと。
- (4) 付着ウラン回収容器の保管数量が、別表 15 に示す最大保管数量を超えないこと。
- (5) 保管区域の入口付近に保管上の注意事項を掲示すること。

(UF₆サンプル等の保管)

- 第 34 条 運転管理課長は、液体状態及び気体状態で採取した UF₆サンプル及びウラン標準試料を保管する場合は、次の事項を遵守する。
- (1) UF₆サンプル容器及びサンプルチューブに封入されていることを確認すること。
また、ウラン標準試料は、ウラン標準試料容器に封入されていることを確認すること。
 - (2) サンプル保管戸棚に保管すること。
なお、サンプルチューブは、デシケータ中に収納した上でサンプル保管戸棚に保管すること。
 - (3) サンプル保管戸棚の保管量は、4.5kg-U を超えないこと。
 - (4) サンプル保管戸棚に保管上の注意事項を掲示すること。

(空シリンダの管理)

- 第 35 条 運転管理課長は、空の UF₆シリンダを保管する場合は、ウラン貯蔵・廃棄物建屋内の空シリンダ置台上に保管する。
- 2 運転管理課長は、空の中間製品容器を保管する場合は、1 号均質室内又は 2 号発回均質室内の中間製品容器置台上に保管する。
 - 3 運転管理課長は、空の付着ウラン回収容器を保管する場合は、2 号発回均質室内の付着ウラン回収容器置台上に保管する。
 - 4 運転管理課長は、核燃料物質を空の UF₆シリンダ類に充填するに先だって、目視検査のほか次の各号に基づき、当該シリンダの健全性を確認する。
 - (1) 製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) 及び廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) は、洗浄検査が行われていること。
 - (2) 原料シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) 及び廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) は、貯蔵設備に転用するための使用前検査に合格又は使用前事業者検査の使用確認が完了していること。
 - (3) 中間製品容器は、高圧ガス保安法による検査が行われていること。

40

- (4) 付着ウラン回収容器は、濃縮施設としての使用前検査に合格又は使用前事業者検査の使用確認が完了していること。

①で抽出した変更認可申請書に記載されていない条文を相互に確認

①で抽出した変更認可申請書で省略されている条文を相互に確認

(核燃料物質の貯蔵)

- 第 33 条 運転管理課長は、核燃料物質を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。
- (1) UF₆シリンダに封入されていることを確認すること。
 - (2) 貯蔵施設の ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台 (原料シリンダ (充填) 又は廃品シリンダ (充填)) 上若しくは ANSI 又は ISO 規格 30B 置台上に貯蔵すること。
 - (3) 貯蔵施設の搬送設備により取扱うこと。
 - (4) UF₆シリンダの貯蔵数量は、別表 14 に示す最大貯蔵数量を超えないこと。
 - (5) 貯蔵施設の貯蔵設備付近に貯蔵上の注意事項を掲示すること。
- 2 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 中間製品容器に封入されていることを確認すること。
 - (2) 貯蔵施設の中間製品容器置台上に貯蔵すること。
 - (3) 貯蔵施設の搬送設備により取扱うこと。
 - (4) 中間製品容器の貯蔵数量が、別表 14 に示す最大貯蔵数量を超えないこと。
 - (5) 貯蔵施設の貯蔵設備付近に貯蔵上の注意事項を掲示すること。
- 3 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 付着ウラン回収容器に封入されていることを確認すること。
 - (2) 貯蔵施設の付着ウラン回収容器置台上若しくは ANSI 又は ISO 規格 30B 置台上に貯蔵すること。
 - (3) 貯蔵施設の搬送設備及び付着ウラン回収設備の搬送台車により取扱うこと。
 - (4) 付着ウラン回収容器の貯蔵数量が、別表 14 に示す最大貯蔵数量を超えないこと。
 - (5) 貯蔵施設の貯蔵設備付近に貯蔵上の注意事項を掲示すること。

保安規定完本

(UF₆サンプル等の保管)

- 第 34 条 運転管理課長は、液体状態及び気体状態で採取した UF₆サンプル及びウラン標準試料を保管する場合は、次の事項を遵守する。
- (1) UF₆サンプル容器及びサンプルチューブに封入されていることを確認すること。
また、ウラン標準試料は、ウラン標準試料容器に封入されていることを確認すること。
 - (2) サンプル保管戸棚に保管すること。
なお、サンプルチューブは、デシケータ中に収納した上でサンプル保管戸棚に保管すること。
 - (3) サンプル保管戸棚の保管量は、4.5kg-U を超えないこと。

42

- (4) サンプル保管戸棚に保管上の注意事項を掲示すること。

(空シリンダの管理)

- 第 35 条 運転管理課長は、空の UF₆シリンダを保管する場合は、A ウラン貯蔵室内の ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台 (空シリンダ) 上若しくは ANSI 又は ISO 規格 30B 置台 (空シリンダ) 上に保管する。
- 2 運転管理課長は、空の中間製品容器を保管する場合は、1 号均質室内又は 2 号発回均質室内の中間製品容器置台上に保管する。
 - 3 運転管理課長は、空の付着ウラン回収容器を保管する場合は、2 号発回均質室内の付着ウラン回収容器置台上若しくは A 又は B ウラン貯蔵室内の ANSI 又は ISO 規格 30B 置台上に保管する。
 - 4 運転管理課長は、核燃料物質を空の UF₆シリンダ類に充填するに先だって、外観、保管中における異常の有無及び UF₆シリンダ類内の圧力を確認するほか次の各号に基づき、当該シリンダの健全性を確認する。
 - (1) ANSI 又は ISO 規格 30B (空シリンダ) 及び ANSI 又は ISO 規格 48Y (空シリンダ) は、第 39 条に定める使用前事業者検査が行われていること。
 - (2) 空の中間製品容器は、高圧ガス保安法による検査が行われていること。
 - (3) 空の付着ウラン回収容器は、第 39 条に定める使用前事業者検査が行われていること。

不適合文書（改正50）
次回改正まで、正誤表参照

【公開版】

凡例

□：不適合の識別箇所を示す

濃 縮 ・ 埋 設 事 業 所

加 工 施 設 保 安 規 定

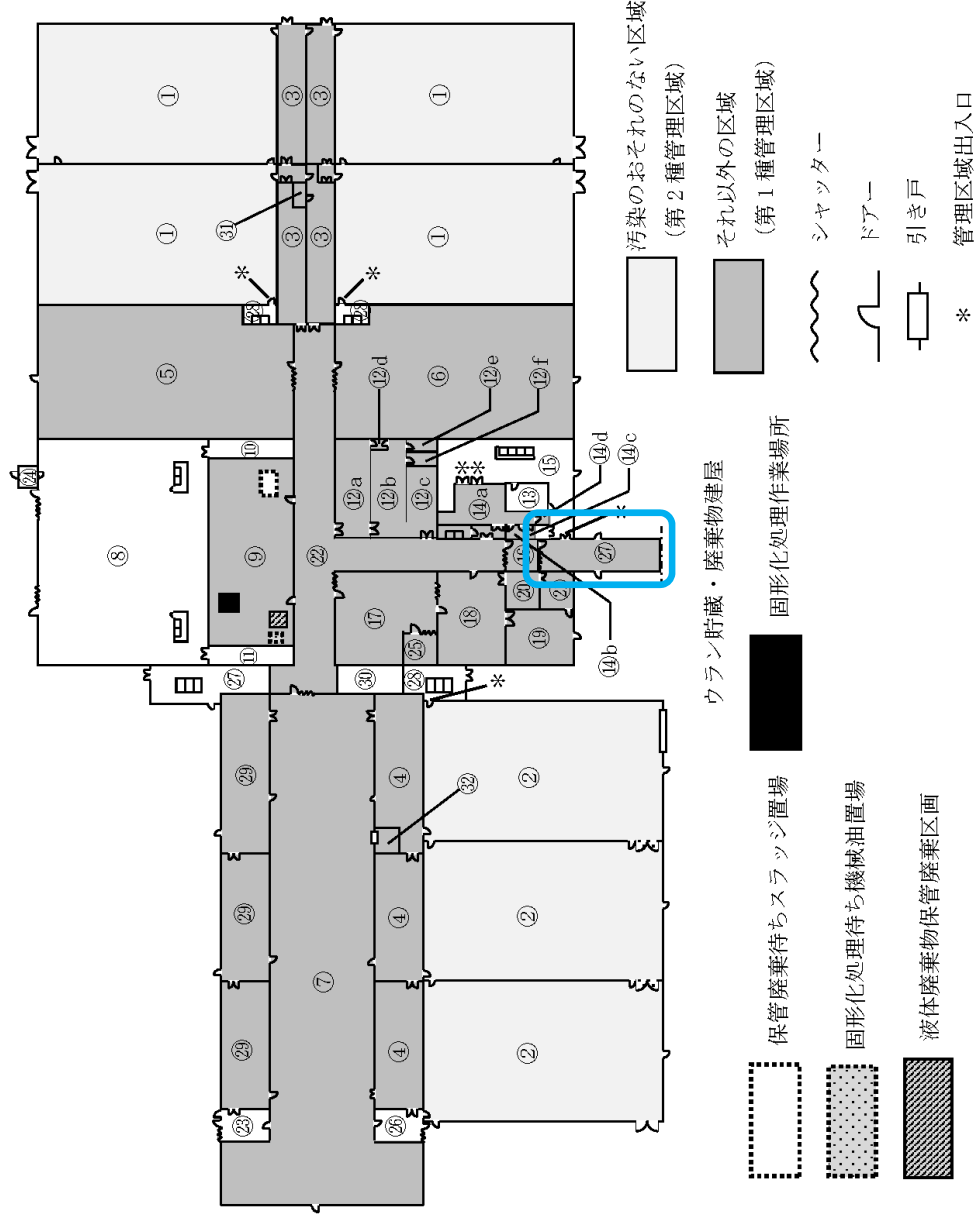
日 本 原 燃 株 式 会 社

■：商業機密及び核不拡散の観点から公開できない箇所

誤

正

番号	室名
①	1号カスケード室
②	2号カスケード室
③	1号中間室
④	2号中間室
⑤	1号発生回収室
⑥	1号均質室
⑦	2号均質室
⑧	補機室
⑨	管理廃水処理室
⑩	1号UF ₂ 電源室
⑪	2号UF ₂ 電源室
⑫a	分析室(化学分析エリア)
⑫b	分析室(機器分析エリア)
⑫c	分析室(質量分析エリア)
⑫d	分析室(天秤室)
⑫e	分析室(予備室)
⑫f	分析室(薬品・機材室)
⑬	放管室
⑭a	モニタエリア(モニタ室)
⑭b	モニタエリア(放管機材室)
⑭c	モニタエリア(非接触ピット)
⑭d	モニタエリア(シャワー室)
⑮	更衣エリア
⑯	前室
⑰	除染室
⑱	廃棄物前処理室
⑲	ホット予備品室
⑳	ホットラントリー室
㉑	放射能測定室
㉒	搬送通路
㉓	予備室
㉔	液体廃棄物貯留室
㉕	除染ハウス
㉖	搬入室
㉗	渡り廊下
㉘	カスケード室前室
㉙	付着ウラン回収廃棄物室
㉚	2号第2高周波電源室
㉛	1号Qマース室
㉜	2号Qマース室

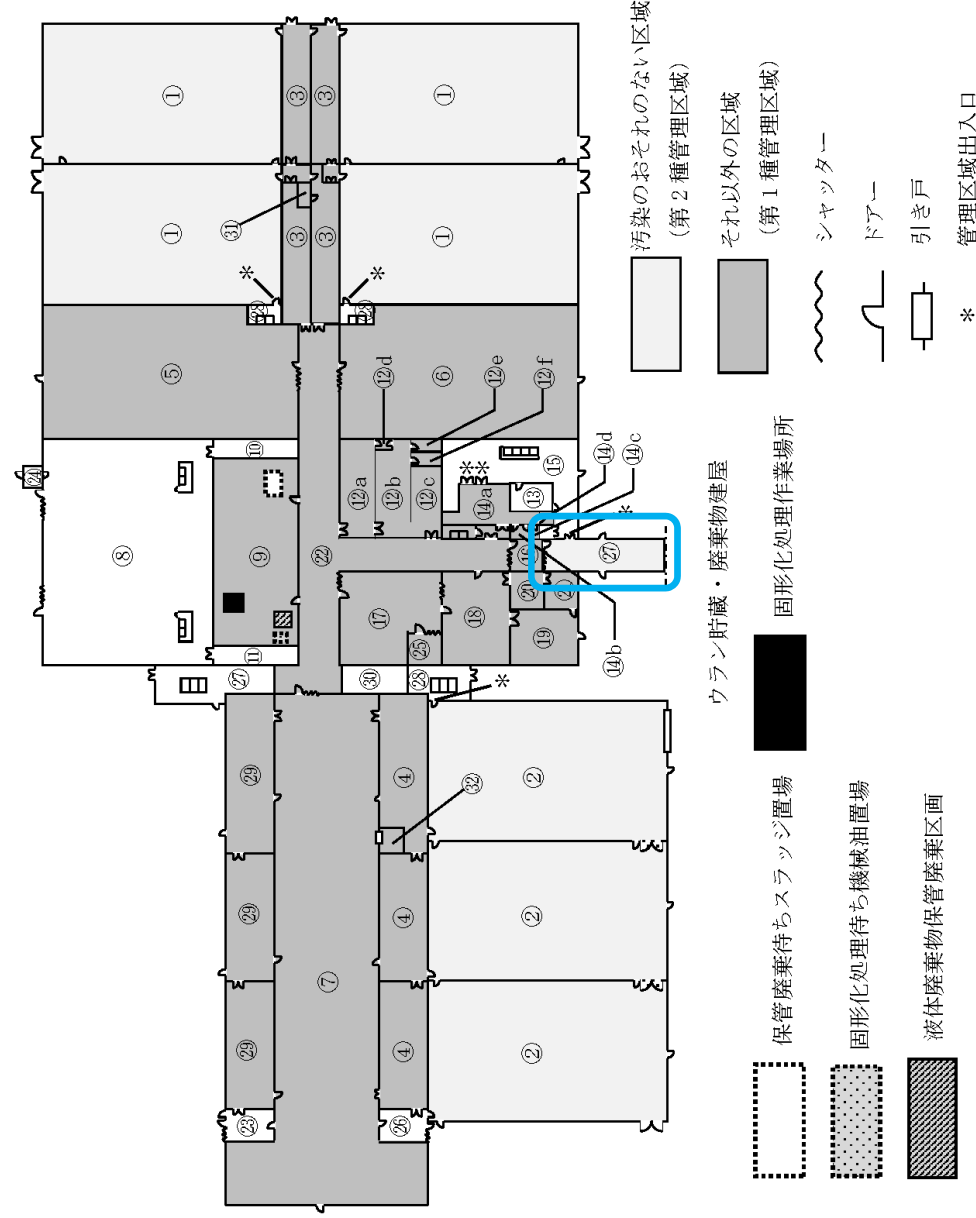


別図2(1/3) ウラン濃縮建屋1階 管理区域図(第45、49、54、55条関係)

130

凡例
□: 誤記発生箇所を示す。

番号	室名
①	1号カスケード室
②	2号カスケード室
③	1号中間室
④	2号中間室
⑤	1号発生回収室
⑥	1号均質室
⑦	2号均質室
⑧	補機室
⑨	管理廃水処理室
⑩	1号UF ₂ 電源室
⑪	2号UF ₂ 電源室
⑫a	分析室(化学分析エリア)
⑫b	分析室(機器分析エリア)
⑫c	分析室(質量分析エリア)
⑫d	分析室(天秤室)
⑫e	分析室(予備室)
⑫f	分析室(薬品・機材室)
⑬	放管室
⑭a	モニタエリア(モニタ室)
⑭b	モニタエリア(放管機材室)
⑭c	モニタエリア(非接触ピット)
⑭d	モニタエリア(シャワー室)
⑮	更衣エリア
⑯	前室
⑰	除染室
⑱	廃棄物前処理室
⑲	ホット予備品室
⑳	ホットラントリー室
㉑	放射能測定室
㉒	搬送通路
㉓	予備室
㉔	液体廃棄物貯留室
㉕	除染ハウス
㉖	搬入室
㉗	渡り廊下
㉘	カスケード室前室
㉙	付着ウラン回収廃棄物室
㉚	2号第2高周波電源室
㉛	1号Qマース室
㉜	2号Qマース室

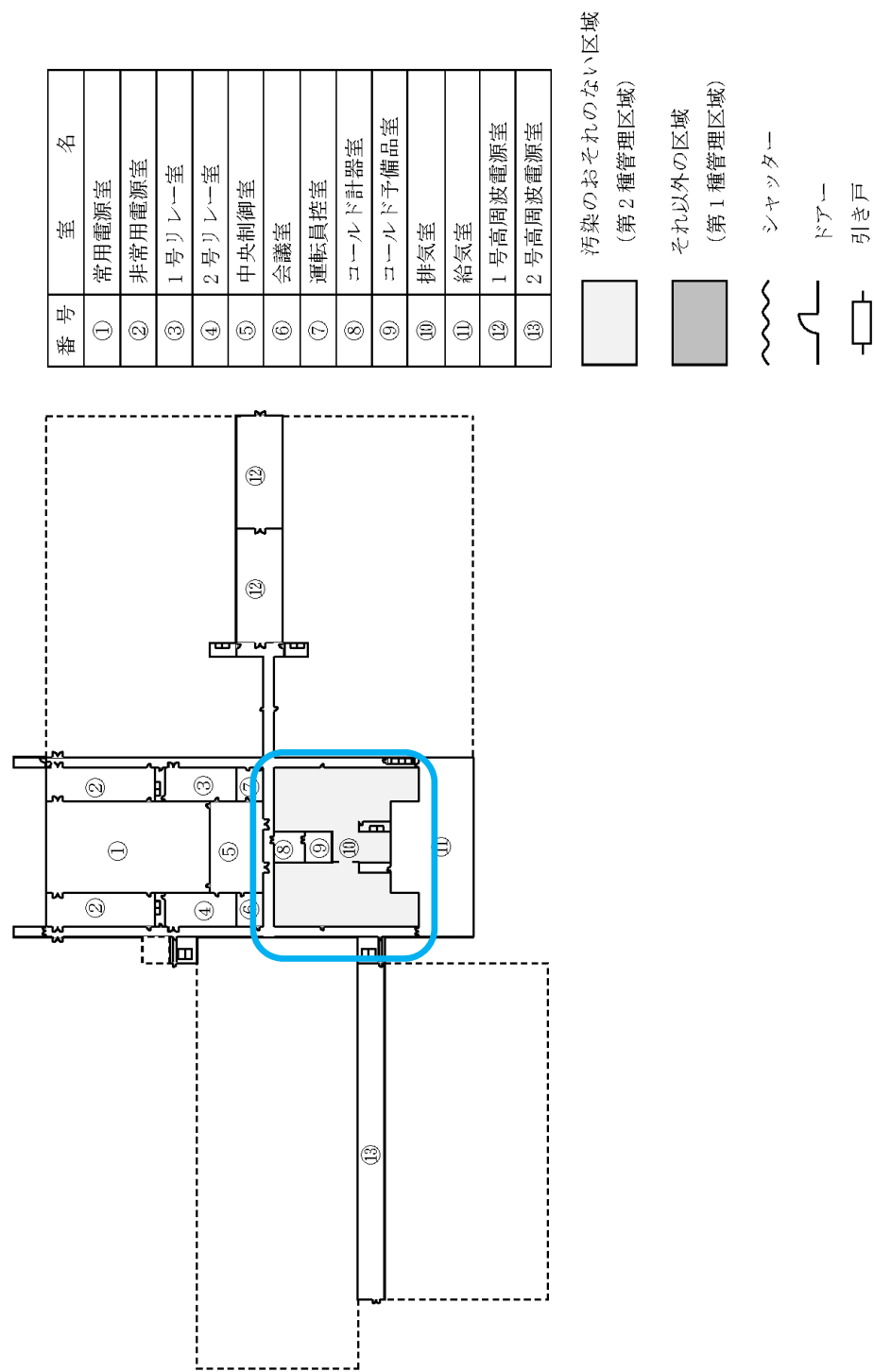


別図2(1/3) ウラン濃縮建屋1階 管理区域図(第45、49、54、55条関係)

130

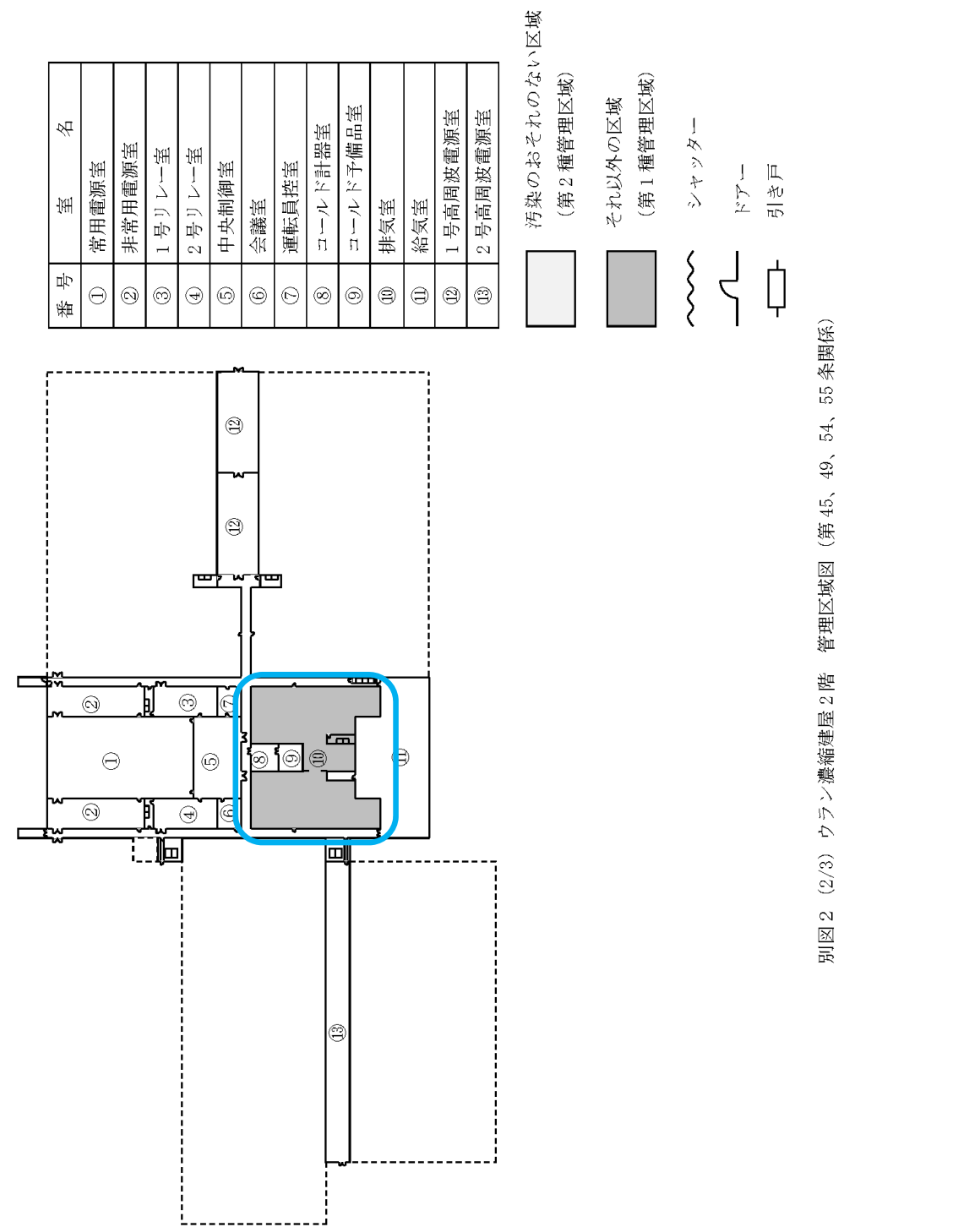
誤

正



別図2 (2/3) クラシ濃縮建屋2階 管理区域図 (第45、49、54、55条関係)

131



別図2 (2/3) クラシ濃縮建屋2階 管理区域図 (第45、49、54、55条関係)

131

誤	正
<div data-bbox="341 352 1359 464" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準(一部抜粋) (第21条の2、第21条の3関連) </div> <p>4) 敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関する事。</p> <p>5) 外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関する事。 また、加工施設構外より入所してくる燃料補充用のタンクローリに対して、燃料補充時は監視人の立会い、タンクローリ火災発生時の消火活動の実施に関する事。</p> <p>6) 外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関する事。</p> <p>7) 外部火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処(操作)に関する事。 また、ばい煙等が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関する事。</p> <p>8) 外部火災発生時の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関する事。</p> <p>1.5 定期的な評価</p> <p>1) 各課長は、1.1から1.4の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</p> <p>2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。</p> <div data-bbox="388 1461 1264 1667" style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>1.6 加工施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>工場長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める連絡系統に従い連絡させるとともに、関係各職位とカスケード設備のUF₆排気等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> </div> <p>2. 自然災害等</p> <p>運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1から2.4を含む第6条の表1に掲げる文書(「加</p>	<div data-bbox="2341 212 2727 323" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 凡例 : 誤記発生箇所を示す。 </div> <div data-bbox="1605 352 2623 464" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準(一部抜粋) (第21条の2、第21条の3関連) </div> <p>4) 敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関する事。</p> <p>5) 外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関する事。 また、加工施設構外より入所してくる燃料補充用のタンクローリに対して、燃料補充時は監視人の立会い、タンクローリ火災発生時の消火活動の実施に関する事。</p> <p>6) 外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関する事。</p> <p>7) 外部火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF₆排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処(操作)に関する事。 また、ばい煙等が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関する事。</p> <p>8) 外部火災発生時の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関する事。</p> <p>1.5 定期的な評価</p> <p>1) 各課長は、1.1から1.4の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</p> <p>2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。</p> <p>2. 自然災害等</p> <p>運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1から2.4を含む第6条の表1に掲げる文書(「加</p>
154	154